

統計資料 21－No.20

平成20年11月1日調査

2008年漁業センサス 調査結果報告書

海面漁業調査
内水面漁業調査

島根県政策企画局統計調査課

ま え が き

この報告書は、平成20年11月1日現在で実施された2008年漁業センサス海面漁業調査について島根県の結果をまとめたものです。

漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造及び漁業生産の背後条件の実態と変化を総合的に把握するために、昭和24年以来5年ごとに実施され、行政諸施策の策定に必要な基礎資料を提供し続け、今回で第12回目となりました。

日本の漁業を取り巻く情勢は、周辺水域の水産資源量の減少等による漁獲量の減少、担い手の減少・高齢化等厳しい状況に置かれています。

本県においても、全国的情勢と軌を同じくし、漁業就業者の減少、高齢化の進行、後継者については、やや増えてきているものの、依然として厳しい状況にあり、漁業生産力の向上並びに漁村活力の高揚が望まれているところです。

本県の漁業の現状をまとめたこの調査結果を水産行政及び水産振興等のために幅広くご利用いただければ幸いです。

終わりに、この調査の実施にあたり御協力をいただきました市町村並びに漁業協同組合をはじめとする関係者の皆様に対し、厚くお礼申し上げます。

また、内水面漁業調査及び流通加工調査の結果を御提供いただきました中国四国農政局島根農政事務所の皆様に深く感謝申し上げます。

平成22年3月

島根県政策企画局長 今 井 康 雄

目 次

利用にあたって	1
1 調査の目的	1
2 調査体系の概要	1
3 調査の対象	1
4 調査事項	2
5 調査期日	3
6 調査方法	3
7 数値について	3
8 用語等の解説	4
9 大海区分図	12
2008年漁業センサス全国漁業種類分類	13

調査結果の概要	16
---------	----

I 海面漁業調査

1 漁業経営体	
(1) 経営組織別経営体数	17
(2) 経営体階層別経営体数	18
(3) 主とする漁業種類別経営体数	19
(4) 営んだ漁業種類別経営体数（延数）	20
(5) 漁獲物販売金額別経営体数	21
2 個人漁業経営体	
(1) 経営体階層別個人経営体数	22
(2) 専兼業別個人経営体数	23
(3) 専兼業別主とする漁業種類別個人経営体数	24
(4) 基幹的漁業従事者の性別・年齢別個人経営体数	25
3 海面養殖業	
(1) 営んだ養殖種類別経営体数（延数）	27
4 漁業就業者	
(1) 性別・年齢別漁業就業者数	28
5 漁 船	
(1) 漁船種類別隻数・トン数	30
(2) 動力漁船規模別隻数	31

統 計 表

I 海面漁業調査

－全 県 の 部－

○漁業経営体統計

I 経営体階層別統計

1 漁業経営体の基本構成	32
(1) 総括	32
(2) 個人経営体	33
(3) 会社	34
(4) 漁業協同組合	34
(5) 漁業生産組合	35
(6) 共同経営	35
(7) その他	36
2 主とする漁業種類別経営体数	37
3 営んだ漁業種類別経営体数	41

4	経営組織別経営体数	45
5	漁船使用の有無別経営体数	45
6	動力漁船保有隻数別経営体数	45
7	漁獲物・収穫物の販売金額別経営体数	46
8	海面養殖の販売金額別経営体数	47
9	11月1日現在海上作業を営んでいる経営体数と営んでいない経営体数	48
10	出荷先別延べ経営体数	48
11	主な出荷先別経営体数	48

II 経営組織別統計

1	漁業経営体の基本構成	49
	(1) 総括	49

III 主とする漁業種類別統計

1	漁業経営体の基本構成	50
2	経営組織別経営体数	51
3	動力漁船保有隻数別経営体数	51
4	営んだ漁業種類別経営体数	52

○個人経営体統計

I 経営体階層別統計

1	主とする漁業種類別経営体数	56
2	家族・雇用者別11月1日現在の海上作業従事者数別経営体数	59
	(1) 家族	59
	(2) 雇用者	59
3	漁獲物・収穫物の販売金額別経営体数	60
4	海面養殖の販売金額別経営体数	61
5	自営漁業の専兼業別経営体数	62
6	漁業の主従別営んだ兼業種類別経営体数	63
7	専兼業別・基幹的漁業従事者の男女別・年齢階層別経営体数	64
8	自営漁業の後継者の有無別経営体数	69
9	世帯員数別経営体数	69
10	出荷先別延べ経営体数	70
11	主な出荷先別経営体数	70

II 専兼業別・基幹的漁業従事者の男女別・年齢階層別統計

1	主とする漁業種類別経営体数	71
2	漁獲物・収穫物の販売金額別経営体数	75
3	海面養殖の販売金額別経営体数	76
4	自営漁業に従事した世帯員数別経営体数	77
5	自営漁業の後継者の有無別経営体数	77
6	世帯員数別経営体数	77
7	出荷先別延べ経営体数	78
8	主な出荷先別経営体数	78
9	営んだ兼業種類別経営体数	79
10	自営漁業従事者は漁業のみの経営体数	79
11	自営漁業専業以外で漁業のみの経営体数	79

○沿岸漁業層の操業タイプ別統計

1	漁業経営体の基本構成	80
2	経営体階層別経営体数	80
3	経営組織別経営体数	80

○中小・大規模経営体統計

I 中小・大規模経営体の主従組合せ統計の漁業種類別統計

1	主とする漁業種類と従とする漁業種類の組合せ別経営体数	81
---	----------------------------	----

○海面養殖業経営体統計

1	ぶり類養殖	83
(1)	採捕・養殖の組合せ別経営体数	83
(2)	養殖面積	83
(3)	養殖施設の稼働割合別経営体数	83
2	まだい養殖	83
(1)	採捕・養殖の組合せ別経営体数	83
(2)	養殖面積	83
(3)	養殖施設の稼働割合別経営体数	83
3	ひらめ養殖	84
(1)	採捕・養殖の組合せ別経営体数	84
(2)	養殖施設	84
(3)	養殖面積	84
(4)	養殖施設の稼働割合別経営体数	84
4	かき類養殖	85
(1)	採捕・養殖の組合せ別経営体数	85
(2)	養殖面積	85
5	わかめ類養殖	85
(1)	採捕・養殖の組合せ別経営体数	85
(2)	幹縄の長さ	85
6	海面養殖を主とする経営体（経営規模別）	86
主とする養殖種類	かき類養殖	86
(1)	11月1日現在の海上作業従事者数別経営体数	86
(2)	漁獲金額別経営体数	86
主とする養殖種類	わかめ類養殖	87
(1)	11月1日現在の海上作業従事者数別経営体数	87
(2)	漁獲金額別経営体数	87

○漁業就業者統計

I 経営体階層別統計

1	個人経営体出身、自営漁業のみの海上作業従事日数別漁業就業者数	88
2	個人経営体出身、自営漁業とそれ以外の仕事との主従別漁業就業者数	88
3	個人経営体出身、自営漁業のみの男女別・年齢階層別漁業就業者数	89

II 自営・漁業雇われ区分（漁業就業者）別統計

1	男女別・年齢階層別漁業就業者数	92
---	-----------------	----

III 男女別・年齢階層別統計

1	個人経営体出身、自営漁業のみの主として従事した漁業種類別漁業就業者数	93
2	個人経営体出身、自営漁業のみの漁業に従事した漁業就業者数	96
3	個人経営体出身、自営漁業の主従別兼業種類別漁業就業者数	96

○11月1日現在の海上作業従事者統計

I 経営体階層別統計

1	家族・雇用者別漁業従事者数	97
---	---------------	----

○漁船に関する統計

I 経営体階層別統計

1	漁船隻数・動力漁船トン数規模別隻数	98
2	動力漁船隻数・トン数	99

II 漁船トン数規模別統計

1	動力漁船隻数・トン数	100
2	出漁日数別動力漁船隻数	100
3	主とする漁業種類別動力漁船隻数	101

○漁業世帯員(個人経営体出身)統計

I 経営体階層別統計

1	15歳以上の漁業従事世帯員の主とする就業状況別世帯員数	104
2	自営漁業・漁業雇われ別漁業のみに従事した世帯員数	104

II 男女別・年齢階層(漁業従事世帯員)別統計

1	15歳以上の漁業従事世帯員の主とする就業状況別世帯員数	105
2	自営漁業・漁業雇われ別漁業のみに従事した世帯員数	105

III 漁業従事世帯員の漁業従事状況別統計

1	15歳以上の漁業従事世帯員の主とする就業状況別世帯員数	106
---	-----------------------------	-----

IV 自営漁業専兼業別統計

1	15歳以上の漁業従事世帯員の主とする就業状況別世帯員数	107
---	-----------------------------	-----

ー漁業地区別の部ー

○漁業経営体統計

1	漁業経営体の基本構成	108
2	経営体階層別経営体数	110
3	主とする漁業種類別経営体数	116
4	営んだ漁業種類別経営体数	124
5	経営組織別経営体数	132
6	漁船使用の有無別経営体数	132
7	動力漁船保有隻数別経営体数	132
8	漁獲物・収穫物の販売金額別経営体数	134
9	出荷先別延べ経営体数	136
10	主な出荷先別経営体数	136

○個人漁業経営体統計

1	自営漁業の専兼業別経営体数	138
2	漁業の主従別営んだ兼業種類別経営体数	140
3	専兼業別・基幹的漁業従事者の男女別・年齢階層別経営体数	142

○漁業就業者統計

1	男女別・年齢階層別漁業就業者数	152
2	自営・雇われ別、男女別・年齢階層別漁業就業者数	156

○11月1日現在の海上作業従事者統計

1	家族・雇用者別漁業従事者数	164
---	---------------	-----

○漁船に関する統計

1	漁船隻数・動力漁船トン数規模別隻数	166
2	動力漁船隻数・トン数	168

II 内水面漁業調査

A 湖沼漁業に関する統計

ー央道湖の部ー

○団体経営体及び年間湖上作業従事日数30日以上の個人経営体

I 経営体階層別統計

(1)	漁業経営体の基本構成	171
ア	経営体数	171
イ	保有漁船隻数及び使用動力漁船合計トン数	171
ウ	漁業従事者数	171
(2)	経営体	171
ア	経営組織別経営体数	171

II 主とする漁業種類別統計

(1)	漁業経営体の基本構成	172
ア	経営体数	172

イ	保有漁船隻数及び使用動力漁船合計トン数	172
ウ	漁業従事者数	172
(2)	経営体	172
ア	経営組織別経営体数	172
イ	主とする漁業種類別経営体数	173
ウ	営んだ漁業種類別経営体数	173
エ	主とする漁獲魚種別経営体数	174
オ	漁獲魚種別延べ経営体数	174
カ	漁船使用の有無別延べ経営体数	175
キ	湖上作業従事日数別経営体数	175
ク	過去1年間の湖上作業従事者数別経営体数	175
ケ	過去1年間の漁獲物販売金額別経営体数	176
(3)	個人経営体	177
ア	自営漁業の専兼業別経営体数	177
イ	兼業経営体の営んだ兼業種類別経営体数	177
ウ	自営漁業の経営主の専兼業別経営体数	177
エ	世帯員数別経営体数	177
オ	自営漁業従事世帯員数別経営体数	177
カ	過去1年間の湖上作業従事者構成別経営体数	178
キ	自営漁業の後継者の有無別経営体数	178
(4)	過去1年間の漁業従事者	179
ア	家族・雇用者別従事者数	179
イ	男女別・年齢別従事者数	179
(5)	自営漁業就業者	180
ア	自営漁業とそれ以外の仕事との主従別自営漁業就業者数	180
イ	兼業種類別延べ自営漁業就業者数	180
ウ	男女別・主な仕事の種類別自営漁業就業者数	180
エ	従事日数別自営漁業就業者数	181
(6)	世帯員総数及び14歳以下の世帯員数	181
Ⅲ	男女別・年齢階層別統計	
(1)	自営漁業就業者	182
ア	自営漁業とそれ以外の仕事との主従別自営漁業就業者数	182
イ	兼業種類別延べ自営漁業就業者数	182
ウ	従事日数別自営漁業就業者数	182

○年間湖上作業従事日数29日以下の個人経営体

Ⅰ 経営体階層別統計

(1)	経営体	183
ア	営んだ漁業種類別経営体数	183
(2)	漁船	183
ア	保有漁船隻及び使用動力漁船合計トン数	183
(3)	漁業従事者	183
ア	家族・雇用者別従事者数	183

ー神西湖の部ー

○団体経営体及び年間湖上作業従事日数30日以上個人経営体

Ⅰ 経営体階層別統計

(1)	漁業経営体の基本構成	185
ア	経営体数	185
イ	保有漁船隻数及び使用動力漁船合計トン数	185
ウ	漁業従事者数	185
(2)	経営体	185
ア	経営組織別経営体数	185

II 主とする漁業種類別統計

(1) 漁業経営体の基本構成	186
ア 経営体数	186
イ 保有漁船隻数及び使用動力漁船合計トン数	186
ウ 漁業従事者数	186
(2) 経営体	186
ア 経営組織別経営体数	186
イ 主とする漁業種類別経営体数	187
ウ 営んだ漁業種類別経営体数	187
エ 主とする漁獲魚種別経営体数	188
オ 漁獲魚種別延べ経営体数	188
カ 漁船使用の有無別延べ経営体数	189
キ 湖上作業従事日数別経営体数	189
ク 過去1年間の湖上作業従事者数別経営体数	189
ケ 過去1年間の漁獲物販売金額別経営体数	190
(3) 個人経営体	191
ア 自営漁業の専兼業別経営体数	191
イ 兼業経営体の営んだ兼業種類別経営体数	191
ウ 自営漁業の経営主の専兼業別経営体数	191
エ 世帯員数別経営体数	191
オ 自営漁業従事世帯員数別経営体数	191
カ 過去1年間の湖上作業従事者構成別経営体数	192
キ 自営漁業の後継者の有無別経営体数	192
(4) 過去1年間の漁業従事者	193
ア 家族・雇用者別従事者数	193
イ 男女別・年齢別従事者数	193
(5) 自営漁業就業者	194
ア 自営漁業とそれ以外の仕事との主従別自営漁業就業者数	194
イ 兼業種類別延べ自営漁業就業者数	194
ウ 男女別・主な仕事の種類別自営漁業就業者数	194
エ 従事日数別自営漁業就業者数	195
(6) 世帯員総数及び満14歳以下の世帯員数	195

III 男女別・年齢階層別統計

(1) 自営漁業就業者	196
ア 自営漁業とそれ以外の仕事との主従別自営漁業就業者数	196
イ 兼業種類別延べ自営漁業就業者数	196
ウ 従事日数別自営漁業就業者数	196

B 内水面養殖業に関する統計

I 主とする養殖種類別統計

1 養殖業の基本構成	197
(1) 経営体数	197
(2) 養殖池数	197
(3) 養殖面積	197
(4) 養殖業従事者数	197
2 経営体	197
(1) 経営組織別経営体数	197
(2) 営んだ養殖種類別経営体数	198
(3) 主とする養殖方法別経営体数	199
(4) 営んだ養殖方法別経営体数	199
(5) 主とする養殖方法別養殖面積規模別経営体数	200
(6) 養殖施設の稼働割合別経営体数	205
(7) 過去1年間の養殖業従事者数別経営体数	205

	(8) 過去1年間の販売金額別経営体数	206
3	個人経営体	207
	(1) 専兼業別経営体数	207
	(2) 兼業経営体の営んだ兼業種類別経営体数	207
	(3) 自営漁業の経営主の専兼業別経営体数	207
	(4) 世帯員数別経営体数	208
	(5) 自営養殖業従事世帯員数別経営体数	208
	(6) 過去1年間の自営養殖業従事者構成別経営体数	209
	(7) 自営漁業の後継者の有無別経営体数	209
4	養殖方法別養殖池数及び面積	210
5	養殖業従事者の男女別・年齢別従事者数	212
6	世帯員総数及び満14歳以下の世帯員数	214
7	自営養殖業就業者	215
	(1) 自営漁業とそれ以外の仕事との主従別自営養殖業就業者数	215
	(2) 兼業種類別延べ自営養殖業就業者数	215
	(3) 男女別・主な仕事の種類別自営養殖業就業者数	216
	(4) 従事日数別自営養殖業就業者数	217

C 内水面漁業地域に関する統計

I	組合員数	219
1	正・准別組合員数	219
2	組合員数別漁協数	219
II	生産条件	220
1	漁場環境	220
	(1) 漁業協同組合の管轄区域内にある河川・湖沼関連施設の有無別漁協数	220
	(2) 過去1年間に行った漁場環境改善への取組の有無別漁協数	220
	(3) 過去1年間に生産した種苗の種類別漁協数	221
	(4) 漁業協同組合の放流した魚種別放流数量	221
	(5) 魚種別放流の取組のある漁協数	222
2	遊漁の状況	223
	(1) 漁業協同組合の遊漁承認証の延べ発行枚数	223
	(2) 遊漁承認証を発行した漁協数	223
	(3) 遊漁者への啓発・普及活動の取組が行われた漁協数	224
III	活性化の取組み	225
1	漁業体験を行った参加人数規模別漁協数及び年間延べ参加人数	225
2	魚食普及活動を行った参加人数規模別漁協数及び年間延べ参加人数	225
3	その他活性化の取組活動を行った参加人数規模別漁協数及び年間延べ参加人数	225
4	水産物直売所を運営する利用者規模別漁協数、施設数及び年間延べ利用者数	225

2008 年漁業センサス調査票様式集	227
--------------------	-----

利 用 に あ た っ て

1 調査の目的

本調査は、漁業の生産構造・就業構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等、漁業の背景の実態を把握し、水産行政諸施策の企画・立案、推進等に必要な資料を整備することを目的として実施した。

2 調査体系の概要

調査の種類		調査の対象	調査の系統	調査の方法
海面漁業調査	漁業経営体調査	沿海の市区町村に所在する海面漁業経営体	農林水産省 都道府県 市区町村 調査員	自計申告調査 （面接調査も可能）
	漁業管理組織調査 （本書への掲載なし）	沿海の市区町村に所在する漁業管理組織	農林水産省 統計・情報センター 調査員	
	海面漁業地域調査 （本書への掲載なし）	海面漁業協同組合		
内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査	内水面漁業経営体		
	内水面漁業地域調査	内水面漁業協同組合		
流通加工調査	魚市場調査 （本書への掲載なし）	水産物の市場		自計申告調査 またはオンライン調査
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査 （本書への掲載なし）	冷凍・冷蔵施設並びに水産加工業の事業所		

3 調査の対象

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

海面に沿う市町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体

イ 漁業管理組織調査

沿海市町村の区域内にある、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に係る漁業管理組織

ウ 海面漁業地域調査

沿岸地区の漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 2 条に規定する漁業協同組合）

(2) 内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査

共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定めるものにおいて水産動植物の採捕の事業を営む内水面漁業に係る漁業経営体及び内水面において養殖の事業を営む漁業経営体

イ 内水面漁業地域調査

水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 18 条第 2 項の内水面組合

(3) 流通加工調査

ア 魚市場調査

漁船により水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船の直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第 1 次段階の取引を行った市場

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

陸上において主機 10 馬力（7.5 kW）以上の製氷・冷蔵・冷凍施設を有し、水産物（のり冷凍網を除く。）を凍結し、または低温で貯蔵した事業所（冷凍・冷蔵工場）または、販売を目的として水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業所または工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し加工製造を行った事業所（水産加工場）

4 調査事項

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

- (ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況
- (イ) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

イ 漁業管理組織調査

漁業管理組織の概要、漁業管理の内容

ウ 海面漁業地域調査

生産条件、活性化のための取組

(2) 内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査

- (ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況
- (イ) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況

イ 内水面漁業地域調査

- (ア) 組合員数
- (イ) 生産条件、地域の活性化のための取組

(3) 流通加工調査

ア 魚市場調査

魚市場の施設及び取扱高等

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場

事業内容、従業者数等

5 調査期日

平成 20 年 11 月 1 日現在で実施した。

6 調査方法

(1) 海面漁業調査及び内水面漁業調査

統計調査員が、調査客体に対し調査票の配付・回収を行う自計申告調査の方法により行った。

ただし、調査客体から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査客体に対する面接調査の方法をとった。

(2) 流通加工調査

統計調査員が、調査客体に対し調査票の配付・回収を行う自計申告調査の方法により行った。

なお、調査票の回収はオンラインによる方法も可能とした。

7 数値について

(1) この統計表の数値は確定値である。

(2) 表示単位未満を四捨五入している統計数値については、計と内訳が一致しない場合がある。

(3) 表中に用いた記号の用法は以下のとおりである。

「0」： 単位未満のもの

「－」： 事実のないもの

「△」： 負数又は減少したもの

「X」： 個人、法人又はその他の団体の個々の秘密に属する事項を秘匿するため、統計数値を公表しないもの

「…」： 事実不詳のもの、又は調査を欠くもの

8 用語等の解説

(1) 海面漁業経営体調査

海面漁業	海面（浜名湖、中海、加茂湖、猿瀬湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。）において営む水産動植物の採捕または養殖の事業をいう。
漁業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を自営する経営体をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、旧有限会社は株式会社として会社を含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
漁業生産組合	水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。
共同経営	二人以上（法人を含む）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。
その他	上記以外のものをいう。
経営体階層	漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。 (ア) 過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）により決定した経営体階層。 大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層。 (イ) 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により決定した経営体階層。 上記(ア)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力1トン未満から動力3,000トン以上の階層までの16経営体階層を決定した。
漁業層	
沿岸漁業層	漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。
中小漁業層	動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。
大規模漁業層	動力漁船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。

漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業種類（53種類。具体的には17～23ページの表頭項目のとおり。）をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだすべての漁業種類をいう。
漁船	過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかにかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。 なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため。）。
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、他を無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。
漁業の海上作業	ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の海上におけるすべての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船のすべての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。）。 イ 定置網漁業では、網の張り立て（網を設置することをいう。）、取替え、漁船の航行、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張ること。）をいう。 ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上の引き子の作業をいう。 エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう（潜水も含む。）。 オ 養殖業では、次の作業をいう。 （ア）海上養殖施設での養殖 - a 漁船を使用しての養殖施設までの往復 - b いかだや網等の養殖施設の張立て並びに取り外し - c 採苗（さいびょう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行うすべての作業 （イ）陸上養殖施設での養殖 - a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）でのすべての作業 - b 養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）の掃除 - c 池及び水槽の見回り

	d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。） e 収獲物の取り上げ作業
個人経営体の専業分類	
専業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業からのみあった場合をいう。
第1種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。
第2種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。
基幹的漁業従事者	個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。
自営漁業の後継者	満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者で、将来自営漁業の経営主になる予定の者をいう。
漁業就業者	満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
新規就業者	過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事の主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。 なお、個人経営体の自営漁業のみに従事した者については、前述のうち海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。
大海区	水産統計の表章単位で、全国の海域を9区分している。それぞれの境界線については、大海区分図（12ページ）のとおり。

（2）漁業管理組織調査

漁業管理組織	以下の事項を全て満たしている組織をいう。 ①漁場または漁業種類を同じくする複数の漁業経営体が集まっている組織 ②自主的な漁業資源の管理、漁場の管理または漁獲の管理を行う組織 ③漁業管理について、文書による取決めの有る組織 ④漁業協同組合または漁業協同組合連合会が関与している組織
--------	--

運営主体	
漁業協同組合の 単一組織	漁業協同組合が漁業管理の運営主体となって、漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の 連合組織	複数の漁業協同組合が連合して、漁業管理に関する取決めを行い、これを実践しているもの又は漁業協同組合連合会が主体となって、漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の 下部組織	漁業協同組合が組織した漁業種類別部会、青年部等の下部組織が主体となって漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の 任意組織	漁業協同組合の組合員が、独自に組織した漁業種類別部会等が主体となって、漁業管理を実施しているものをいう。
管理対象漁業種類	漁業管理組織が対象とする漁業種類を以下の11種類に区分したものをいう。 小型底びき網、その他の底びき網、船びき網、刺網、定置網、はえ縄、釣、採貝・採藻、その他の漁業、海面養殖業、その他

(3) 海面漁業地域調査

漁業体験	地びき網、定置網、底びき網等の漁業を実際に体験できる活動をいう。
魚食普及活動	水産物の消費拡大と漁業への理解を深めてもらうことを目的として、魚の調理法の講習や料理実習、地域行事での魚料理出展やパネル展示等のイベントの実施、健康食品としてのPR等の活動をいう。
水産物直売所	地元産の生鮮魚介類や水産加工品等を定期的に消費者と直接対面で販売するための施設をいう。 なお、屋根付きの固定された店舗（構造は問わず、プレハブ等を含める。）で常設のものを対象とし、無人施設や自動車等による移動販売、インターネットによる販売は除く。
年間利用者数	過去1年間に水産物直売所に来場した人数をいう。

(4) 内水面漁業経営体調査

内水面漁業	共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定める湖沼（以下「調査対象湖沼」という。）において水産動植物の採捕の事業または内水面（浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖は除く。以下同じ。）において営む養殖業をいう。
内水面漁業経営体 湖沼漁業経営体	湖沼漁業経営体及び内水面養殖業経営体をいう。 過去1年間に調査対象湖沼において水産動植物の採捕の事業または養殖の事業を、利潤または生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として営んだ世帯または事業所をいう。

養殖業経営体	過去１年間に利潤又は生活の資を得るため、内水面において販売を目的として計画的かつ持続的に投じ（餌）又は施肥を行い、養殖用または放流用種苗の養成若しくは成魚を養成した世帯及び事業所をいう。
経営組織	海面漁業の「経営組織」（４ページ）に同じ。
漁業種類	湖沼漁業経営体が行った以下の漁業種類（１１種類）をいう。 ①網漁業（５種類）：底びき網・船びき網、刺網、定置網、投網、 その他の網漁業 ②その他の漁業（４種類）：釣・はえ縄、採貝・採藻、籠類、 その他の漁業 ③養殖業（２種類）：魚類養殖、その他の養殖
主とする漁業種類	過去１年間にに行ったすべての漁業種類のうち、販売金額が最も多かったものをいう。
営んだ漁業種類	過去１年間にに行ったすべての漁業種類をいう。
養殖種類	内水面養殖業経営体が行った以下の養殖種類（１６種類）をいう。 ①食用（９種類）：にじます、その他のます類、あゆ、こい、ふな、 うなぎ、すっぽん、海水魚種、その他 ②種苗用（４種類）：ます類、あゆ、こい、その他 ③観賞用（２種類）：錦ごい、きんぎょ ④真珠（１種類）：真珠
主とする養殖種類	過去１年間にに行ったすべての養殖種類のうち、販売金額が最も多かったものをいう。
営んだ養殖種類	過去１年間にに行ったすべての養殖種類をいう。
経営体階層	「主とする漁業種類」、「過去１年間に使用した漁船の種類」、「使用した動力船の合計トン数」により分類した階層（１０階層）をいう。
湖沼漁業の湖上作業	湖沼漁業において湖上等で行う以下の作業をいう。 ①漁船漁業では、漁船の航行、漁労等の作業。 ②定置網漁業では、網の張り立て、取り替え、漁船の航行、漁労、その他湖上におけるすべての作業及び岡見（定置網に魚が入るのを見張る作業）。 ③地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、その他湖上におけるすべての漁労作業及び陸上の引き子の作業。 ④漁船を使用しない採貝・採藻。 ⑤養殖業では、養殖場への往復、いかだやいけす等の養殖施設の張り立て及び取り外し、採苗、養殖場の見回り、収獲物の採取等湖上におけるすべての作業。（真珠養殖の施術作業、貝掃除作業、貝のむき身作業のみに従事する場合を除く。）

湖沼漁業の湖上作業従事者	満15歳以上で、過去1年間に湖沼漁業の湖上作業に1日以上従事した人をいい、特定の作業を行うために臨時的に従事した人も含む。
養殖作業	養殖業における、給餌（調餌を含む。）、選別、取揚げ、養殖池の管理、養殖施設の設置作業、その他の養殖経営に必要な作業。（湖沼漁業における養殖業の作業も含む。）
養殖業従事者	満15歳以上で、過去1年間に養殖作業に1日以上従事した人をいい、特定の作業を行うために臨時的に従事した人も含む。
新規就業者	個人経営体の世帯員のうち、過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事が主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。
保有漁船	過去1年間に使用した漁船のうち、平成20年11月1日時点で漁業経営体が管理運営している漁船をいう。（他から借りている漁船は含め、他に貸している漁船は含まない。）
無動力漁船	海面漁業経営体調査の「無動力漁船」（5ページ）に同じ。
船外機付漁船	海面漁業経営体調査の「船外機付漁船」（5ページ）に同じ。
動力漁船	海面漁業経営体調査の「動力漁船」（5ページ）に同じ。
個人経営体の専兼業分類	海面漁業経営体調査の「個人経営体の専兼業分類」（6ページ）に同じ。
自営漁業の後継者	過去1年間に漁業に従事した人のうち、将来、自営漁業の経営主になる予定の人をいう。（雇われて漁業に従事した人を含む。）
養殖池数	養殖業に使用した養殖池（養成池、稚魚池、収穫時の補助池等であり、水質浄化用の沈殿池や濾過池等は含まない。）の数をいう。 なお、コンクリート等の固定物で仕切られた区画については、それぞれを池数として数える。（漁網等の取り外しが可能な仕切りは含めない。） また、網いけす養殖の場合はいけすの数、真珠養殖の場合は区画漁業権の数を養殖池数とする。
養殖面積	養殖池の面積をいう。 なお、網いけす養殖の場合はいけすで囲った水面の面積、真珠養殖の場合は養殖施設の設置された区画の面積をいう。

(5) 内水面漁業地域調査

内水面漁業地域	内水面において漁業権行使区域により区分されている水域及びこれに接
---------	----------------------------------

	続する地域をいう。
漁場環境改善への取組	内水面組合において過去1年間に行われた、水産資源の回復・増殖、生息環境の整備などの取組。
遊漁承認証	内水面組合が遊漁規則を定め、遊漁者に対して発行する承認証をいう。
遊漁者への啓発・普及活動の取組	過去1年間に内水面組合において実施した遊漁者等に対する水産資源保護や遊漁マナー等の啓発や普及に向けた取組。
都市との交流活動の取組	過去1年間に内水面組合が実施した、漁村地域以外から訪れる人へ漁業や水産物への理解を深めてもらうための体験活動などの取組。
漁業体験	海面漁業地域調査の「漁業体験」(7ページ)に同じ。
魚食普及活動	海面漁業地域調査の「魚食普及活動」(7ページ)に同じ。

(6) 魚市場調査

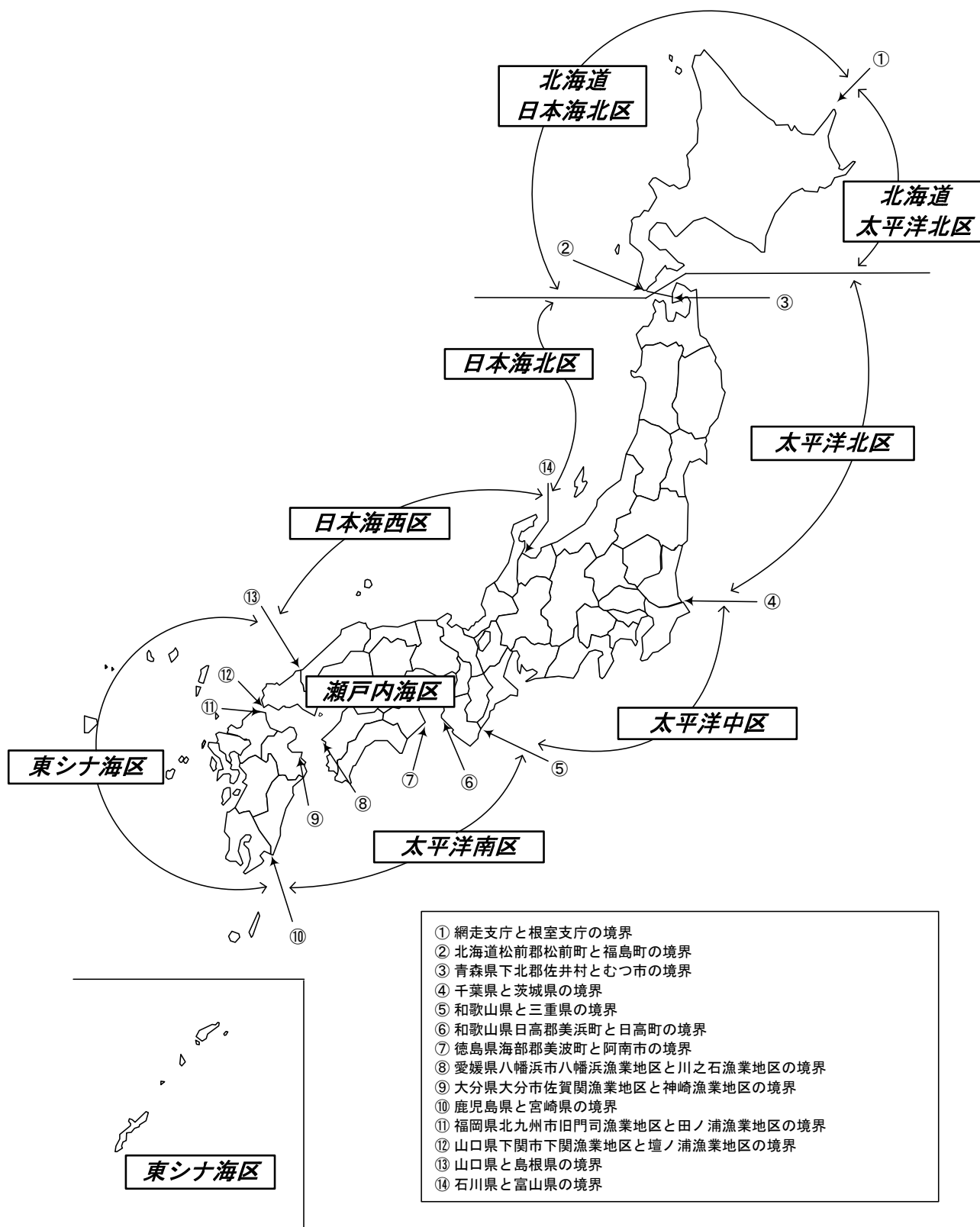
魚市場	過去1年間に漁船により水産物の直接水揚げがあった市場及び直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場をいう。
売場面積	水揚げまたは搬入された漁獲物を卸売りするために使用できる売場の最大面積をいう。
水産物の品質・衛生管理機器	
海水殺菌装置	海水の殺菌・滅菌を目的とした装置。
砕氷・製氷機	魚市場内で使用する氷がけ等の氷を製造するための装置。 なお、出荷用保冷車や漁船の船艙に積むための氷のみを製造する目的の装置は含まない。
脱臭装置、排ガス処理装置	建物内の空気の清浄を目的とした装置。
水産加工機器	フィレマシーン、包装機などの水産物の一次加工、パック作業等を自動で行うための装置。
その他	上記以外で、水産物の品質・衛生等の管理を目的として設置されている機器。

(7) 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

冷凍・冷蔵工場	陸上において主機10馬力(7.5kW)以上の製氷・冷蔵・冷凍施設を有し、過去1年間に水産物(のり冷凍網を除く。)を冷凍し、又は低温で貯蔵した事業所をいう。
水産加工場	販売を目的として過去1年間に水産動植物を他から購入して加工製造を

	行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し、加工製造を行った事業所をいう。
事業所の形態	
個人	個人が事業所を営んでいる場合をいう。
会社	海面漁業調査の経営組織「会社」（４ページ）に同じ。
漁協、漁連、生産組合	水産業協同組合法第２条に規定する漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び漁業生産組合をいう。
水産加工組合、加工連	水産業協同組合法第２条に規定する水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会をいう。
その他の組合	名称中に「組合」または「組合連合会」の文字を用いているもので、上記『漁協、漁連、生産組合』及び『水産加工組合、加工連』以外のものをいう。
その他	上記のいずれにも該当しないものをいう。
冷蔵能力	常時 10℃以下で保持しうる、通常の収容能力をいう。 収容能力とは、壁その他の区画の中心線で測定した面積に有効高（床面より大梁下又はダクト下端のいずれか低い方）を乗じ、これに90%を乗じた算定方法により算出した容積をいう。
凍結能力	通常の状態において生産し得る１日当たりの凍結能力をいう。
従業者	以下の①～④のいずれかに該当する人をいう。 ①個人事業主及び無給の家族従業者 ②常勤の役員 ③雇用者（賃金・給与（現物支給を含む）を支給されている人） ④出向・派遣受入者 なお、実務にたずさわらない事業主、他の会社等へ出向・派遣している者及び研修生は含めない。
常時従業者	上記の従業者のうち①及び②、並びに③または④のうち、次の⑤～⑦のいずれかに該当する人をいう。 ⑤期間を定めずに従事している人 ⑥１か月を超える期間を定めて従事している人 ⑦平成20年９月と10月にそれぞれ18日以上従事した人
その他	常時従業者以外の従業者で、１か月以内の期間を定めて雇用されている人、日々雇用されている人などをいう。
HACCP手法	食品製造における原材料から加工、出荷に至るまでの各段階で「安全性に害を与える要因を分析」し「危害発生の防止の上で重要な管理を行うべきポイント」を監視・記録することで、食品の安全性を確保する衛生管理手法のことをいう。

9 大海区区分図



2008年漁業センサス全国漁業種類分類

全国漁業種類名			全国漁業種類番号	内 容 説 明	
底 び き 網	遠 洋 底 び き 網		101	北緯10度20秒の線以北、次に掲げる線からなる線以西の太平洋の海域以外の海域において総トン数15トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業 イ 北緯25度17秒以北の東経152度59分46秒の線 ロ 北緯25度17秒東経152度59分46秒の点から北緯25度15秒東経128度29分53秒の点に至る直線 ハ 北緯25度15秒東経128度29分53秒の点から北緯25度15秒 東経120度59分55秒の点に至る直線 ニ 北緯25度15秒以南の東経120度59分55秒の線	
	以 西 底 び き 網		102	北緯10度20秒の線以北、次に掲げる線からなる線以西の太平洋の海域において総トン数15トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業 イ 北緯33度9分27秒以北の東経127度59分52秒の線 ロ 北緯33度9分27秒東経127度59分52秒の点から北緯33度9分27秒東経128度29分52秒の点に至る直線 ハ 北緯33度9分27秒東経128度29分52秒の点から北緯25度15秒東経128度29分53秒の点に至る直線 ニ 遠洋底びき網のハ及びニの線	
	沖 合 底 び き 網	1そうびき	103	北緯25度15秒東経128度29分53秒の点から北緯25度17秒東経152度59分46秒の点に至る直線以北、以西底びき網のイからハマまでの線以东、東経152度59分46秒の線以西の太平洋の海域において、総トン数15トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業	1そうびきで行うもの
		2そうびき	104		2そうびきで行うもの
	小 型 底 び き 網		105	総トン数15トン未満の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業 《縦びき1種》 小型機船底びき網漁業取締 規則(昭27.3.10農令6)第1条第1項第1号の手繰第1種漁業(網口開口装置を有しない網具を使用して行う手繰漁業)及び第5号のその他の小型機船底びき網漁業のうち網口開口板を使用するもの 《縦びきその他》 上記取締規則第1条第1項 第2号の手繰第2種漁業(ビームを有する網具を使用して行う手繰漁業)及び第3号の手繰第3種漁業(桁(＝けた)を有する網具を使用して行う手繰漁業) 《横びき》 上記取締規則第1条第1項第4項の打瀬漁業	
船 び き 網			106	《ひき回し網》 海底以外の中層又は表層をえい網する網具(ひき回し網)を使用して行う漁業 《ひき寄せ網》 停止した船(いかりで固定するほか、潮帆、エンジンを使用して対地速度をほぼゼロにしたものを含む。)にひき寄せる網具(ひき寄せ網)を使用して行う漁業	
ま き 網	大 中 型 ま き 網	1そうまき遠洋かつお・まぐろ	107	総トン数40トン(北海道恵山岬灯台から青森県尻屋崎灯台に至る直線の中心点を通る正東の線以南、同中心点から尻屋崎灯台に至る直線のうち同中心点から同直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島崎灯台正南の線と同海岸線との交点に至る線及び同点正南の線からなる線以东の太平洋にあっては総トン数15トン)以上の動力漁船によりまき網を使用して行う漁業	1そうまきでかつお・まぐろ類をとることを目的として、遠洋(太平洋中央海区(東経179度59分43秒以西の北緯20度21秒の線、北緯20度21秒以北、北緯40度16秒以南の東経179度59分43秒の線、東経 179度59分43秒以东の北緯40度16秒の線からなる線以南の太平洋の海域(南支那海の海域を除く。))及びインド洋海区)で操業するもの
		1そうまき近海かつお・まぐろ	108		1そうまきでかつお・まぐろ類をとることを目的として、上記以外の海域で操業するもの
		1そうまきその他	109		1そうまきでかつお・まぐろ類以外をとることを目的とするもの
		2そうまき	110	2そうまきで行うもの	
	中・小型まき網		111	《巾着網》 指定漁業以外のまき網で、網す所に締環を有する漁具を使用して行う漁業 《その他のまき網》 指定漁業以外のまき網で、網す所に締環を有しない漁具を使用して行う漁業	

全国漁業種類名		全国漁業種類番号	内 容 説 明
刺網	さけ・ます流し網	112	流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業
	かじき等流し網	113	総トン数10トン以上の動力漁船により、流し網を使用してかじき、かつお又はまぐろをとることを目的とする漁業
	その他の刺網	114	流し網又は刺網を使用して行う漁業で上記以外のもの
さんま棒受網		115	集魚灯でさんまを集め、棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
大型定置網		116	漁業法(昭24.12.15法第267)第6条第3項の漁具を定置して営む漁業であつて、第1号の身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深27メートル(沖縄県にあっては15メートル)以上であるもの(瀬戸内海(漁業法第109条第2項に該当する海面をいう。))におけるます網漁業並びに陸奥湾(青森県焼山崎から同県明神崎灯台に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。))における落とし網漁業及びます網漁業を除く。)
さけ定置網		117	上記の漁具を定置して営む漁業であつて、北海道においてさけを主たる漁獲物とするもの
小型定置網		118	定置網で上記以外のもの
その他の網漁業		119	網漁業で上記以外のもの
はえ縄	遠洋まぐろはえ縄	120	総トン数120トン(昭57.7.17以前に建造又は建造に着手された漁船については80トン、昭57.7.18以後に特定修繕を行った漁船については120トン)以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめ(以下「まぐろ等」という。))をとることを目的とする漁業
	近海まぐろはえ縄	121	総トン数10トン以上120トン(上記「遠洋まぐろはえ縄」のかつこ書きに同じ。ただし、総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船のうち、承認漁業等の取締りに関する省令に基づく届出漁業の「沿岸まぐろはえ縄漁業」を除く。)未満の動力漁船により、浮きはえ縄を使用してまぐろ等をとることを目的とする漁業
	沿岸まぐろはえ縄	122	浮きはえ縄を使用して、まぐろ等をとることを目的とする漁業で上記以外のもの
	その他のはえ縄	123	はえ縄を使用して行う上記以外の漁業
釣	遠洋かつお一本釣	124	総トン数120トン(上記遠洋まぐろはえ縄のかつこ書きに同じ。))以上の動力漁船により、はえ縄以外の釣具を使用してかつお又はまぐろをとることを目的とする漁業
	近海かつお一本釣	125	総トン数10トン以上120トン(上記遠洋まぐろはえ縄のかつこ書きに同じ。ただし、10トン以上20トン未満の動力漁船については、我が国の200海里外で操業するもののみ。)未満の動力漁船により、はえ縄以外の釣具を使用してかつお又はまぐろをとることを目的とする漁業
	沿岸かつお一本釣	126	はえ縄又はひき縄以外の釣具により、かつお、まぐろ又はそうだがつおをとることを目的とする漁業で上記以外のもの
	遠洋いか釣	127	総トン数185トン以上の動力漁船により、釣り具を使用していかをとることを目的とする漁業
	近海いか釣	128	総トン数30トン以上185トン未満の動力漁船により、釣り具を使用していかをとることを目的とする漁業
	沿岸いか釣	129	ひき縄以外の釣具により、いかをとることを目的とする漁業で上記以外のもの
	ひき縄釣	130	ひき縄を使用して行う漁業(かつお、まぐろ又はそうだがつおを主たる目的とするものを含む。)
	その他の釣	131	釣り漁業で上記以外のもの
小型捕鯨		132	動力漁船により、もりづつを使用してみんくじら又は歯くじら(まっこうくじらを除く。))をとる漁業
潜水器漁業		133	潜水器を使用して行う漁業
採貝・採藻		134	採貝:小型底びき網、潜水器漁業等以外の、貝をとることを目的とする漁業 採藻:潜水器漁業等以外の、海藻をとることを目的とする漁業

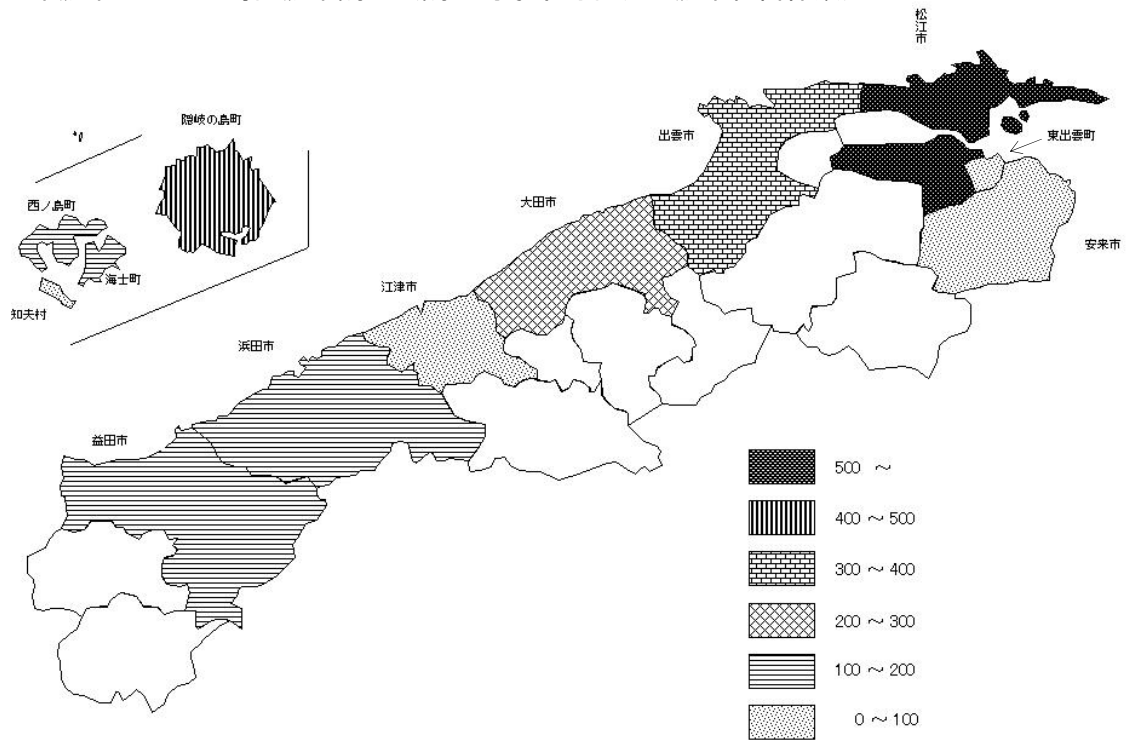
全国漁業種類名			全国漁業種類番号	内 容 説 明
そ の 他 の 漁 業			135	上記以外のすべての漁業 ○ 針に引っかけてとるもの: 文鎮こぎ、空釣縄、たこいさり ○ 捕鯨以外の、ほこ、もり等で突き刺してとるもの: 突きん棒、貝を除く見突き ○ かぎ、鎌等で引っかけてとるもの: たこかぎ、うなぎ鎌 ○ 採藻以外の、はさんだり、ねじったりしてとるもの: うなぎはさみ ○ えり漁業: すだて、羽瀬 ○ うけ、筒、箱又はかごを使用してとるもの(採貝を除く。): たこつぼ、かにかご、あなご筒 ○ 木、竹、わら等を海中に敷設してとるもの: 柴浸け、いか巣びき、さんま手づかみ(釣具、ひき縄等を使用する場合は、該当する漁業種類に分類する。)
海面養殖 (種苗養殖を含む)	魚類養殖	ぎんざけ養殖	136	主としてぎんざけを養殖するもの
		ぶり類養殖	137	主としてぶり類を養殖するもの
		まだい養殖	138	主としてまだいを養殖するもの
		ひらめ養殖	139	主としてひらめを養殖するもの
		まぐろ類養殖	140	主としてまぐろ類を養殖するもの
		その他魚類養殖	141	主として上記以外の魚類を養殖するもの
	ほたてがい養殖		142	主としてほたてがいを養殖するもの
海面養殖 (種苗養殖を含む)	かき類養殖		143	主としてかき類を養殖するもの
	その他の貝類養殖		144	主として上記以外の貝類を養殖するもの
	くるまえび養殖		145	主としてくるまえびを養殖するもの
	ほや類養殖		146	主としてほや類を養殖するもの
	その他の水産動物類養殖		147	主として上記以外の水産動物類を養殖するもの
	こんぶ類養殖		148	主としてこんぶ類を養殖するもの
	わかめ類養殖		149	主としてわかめ類を養殖するもの
	のり類養殖		150	主としてのり類を養殖するもの
	その他の海藻類養殖		151	主として上記以外の海藻類を養殖するもの
	真珠養殖		152	海水産の真珠母貝により真珠を生産するもの
	真珠母貝養殖		153	真珠養殖に使用する海水産真珠母貝を生産し販売するもの

調査結果の概要

I 海面漁業調査

調査結果の概要

2008 年漁業センサス海面漁業調査（調査対象市町村及び漁業経営体数）



主 要 指 標

（ ）内は対前回比で、単位は%

項目	単位	島根県			全国			順位		
		平成15年 (2003年)	平成20年 (2008年)		平成15年 (2003年)	平成20年 (2008年)		全 国 (39都道府県)	日本海西区 (6府県)	中 国 (5県)
漁業経営体数	経営体	2,729	2,343	(△ 14.1)	132,417	115,196	(△ 13.0)	21	1	3
個人経営体	経営体	2,562	2,205	(△ 13.9)	125,931	109,451	(△ 13.1)	22	1	3
団体経営体	経営体	167	138	(△ 17.4)	6,486	5,745	(△ 11.4)	11	1	1
漁業就業者数	人	4,247	3,689	(△ 13.1)	238,371	221,908	(△ 6.9)	23	2	3
男	人	4,020	3,499	(△ 13.0)	199,163	187,820	(△ 5.7)	23	2	3
女	人	227	190	(△ 16.3)	39,208	34,088	(△ 13.1)	26	3	4

I 海面漁業調査

1 漁業経営体

(1) 経営組織別経営体数

＝減少を続ける漁業経営体＝

漁業経営体は2,343経営体となり、前回（平成15年）と比べ386経営体減少した。

増減率は、平成5年から平成10年で△19.4%、平成10年から平成15年で△6.3%であったが、今回は、△14.1 %となった。

経営組織別に前回と比べると、すべての経営組織で減少した。

個人経営体では357経営体（△13.9%）の減少となり、第1次漁業センサス以降、減少が続いている。（図1、表1）

（単位：経営体）

図1 経営組織別経営体数

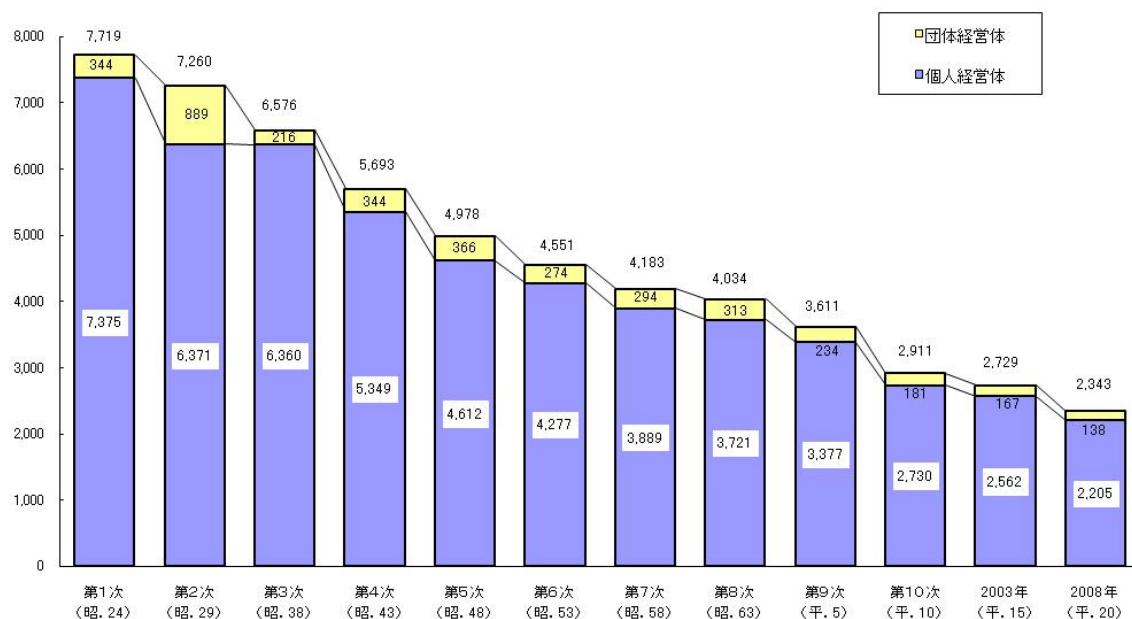


表1 経営組織別経営体数

単位：経営体・%

区 分	総 数	個人経営	会 社	漁業協同 組 合	漁業生産 組 合	共同経営	その他
昭 和 2 4 年 (第 1 次)	7,719	7,375	15	—	—	327	2
昭 和 2 9 年 (第 2 次)	7,260	6,371	9	11	13	853	3
昭 和 3 8 年 (第 3 次)	6,576	6,360	16	12	12	173	3
昭 和 4 3 年 (第 4 次)	5,693	5,349	19	13	11	297	4
昭 和 4 8 年 (第 5 次)	4,978	4,612	46	8	14	294	4
昭 和 5 3 年 (第 6 次)	4,551	4,277	62	5	18	184	5
昭 和 5 8 年 (第 7 次)	4,183	3,889	85	11	18	173	7
昭 和 6 3 年 (第 8 次)	4,034	3,721	90	9	15	193	6
平 成 5 年 (第 9 次)	3,611	3,377	88	8	9	123	6
平 成 1 0 年 (第 1 0 次)	2,911	2,730	77	3	8	88	5
平 成 1 5 年 (2 0 0 3 年)	2,729	2,562	70	4	6	84	3
平 成 2 0 年 (2 0 0 8 年)	2,343	2,205	58	2	3	74	1
平.15－平.10 増減数	△ 182	△ 168	△ 7	1	△ 2	△ 4	△ 2
平.15／平.10 増減率	△ 6.3	△ 6.2	△ 9.1	33.3	△ 25.0	△ 4.5	△ 40.0
平.20－平.15 増減数	△ 386	△ 357	△ 12	△ 2	△ 3	△ 10	△ 2
平.20／平.15 増減率	△ 14.1	△ 13.9	△ 17.1	△ 50.0	△ 50.0	△ 11.9	△ 66.7

※「その他」について、2008年漁業センサスから学校及び試験場は調査の対象外となった。

(2) 経営体階層別経営体数

=1～3 トン未満が大きく減少=

注1)

経営体階層別経営体数は、船外機付漁船が709経営体（構成比30.3%）と最も多く、次いで動力漁船1～3トン未満が558経営体（同23.8%）、動力漁船3～5トン未満が475経営体（同20.3%）となった。

前回と比べると、漁船非使用で2経営体が増加したが、動力漁船1～3トン未満が△154経営体（△21.6%）と大きく減少した。（図2、表2）

図2 経営体階層別経営体数構成比

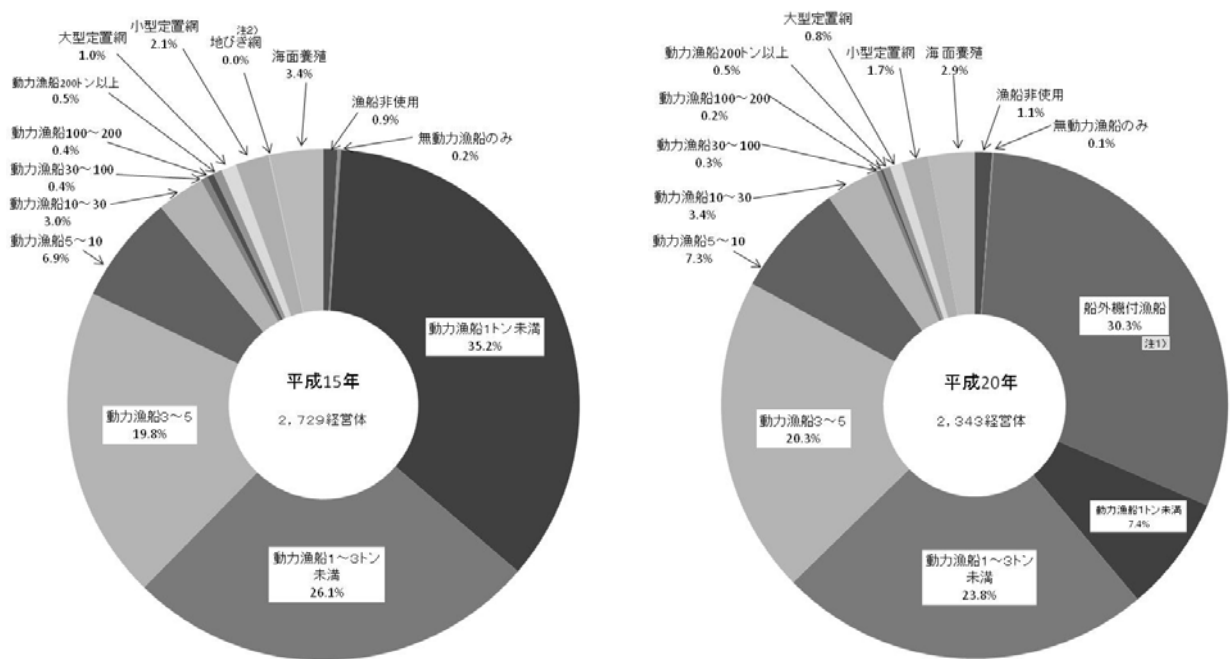


表2 経営体階層別経営体数

単位:経営体、%																
区分	総 数	漁 船 非使用	漁 船 使 用										大 型 定置網	小 型 定置網	地びき網	海 養 面 殖
			無 動 力 漁船のみ	船外機付 漁船	動力漁船使用											
					1トン未 満	1～3ト ン未満	3～5	5～10	10～30	30～100	100～200	200トン 以上				
昭和63年(第7次)	4,034	28	8	…	1,178	1,166	727	306	94	32	28	33	33	139	7	255
(構 成 比)	(100.0)	(0.7)	(0.2)	…	(29.2)	(28.9)	(18.0)	(7.6)	(2.3)	(0.8)	(0.7)	(0.8)	(0.8)	(3.4)	(0.2)	(6.3)
平成5年(第9次)	3,611	24	11	…	1,240	957	672	239	85	22	25	21	33	98	6	178
(構 成 比)	(100.0)	(0.7)	(0.3)	…	(34.3)	(26.5)	(18.6)	(6.6)	(2.4)	(0.6)	(0.7)	(0.6)	(0.9)	(2.7)	(0.2)	(4.9)
平成10年(第10次)	2,911	19	3	…	981	757	570	207	77	17	21	15	31	82	5	126
(構 成 比)	(100.0)	(0.7)	(0.1)	…	(33.7)	(26.0)	(19.6)	(7.1)	(2.6)	(0.6)	(0.7)	(0.5)	(1.1)	(2.8)	(0.2)	(4.3)
平成15年(2003年)	2,729	24	6	…	960	712	540	188	82	12	12	15	26	58	1	93
(構 成 比)	(100.0)	(0.9)	(0.2)	…	(35.2)	(26.1)	(19.8)	(6.9)	(3.0)	(0.4)	(0.4)	(0.5)	(1.0)	(2.1)	(0.0)	(3.4)
平成20年(2008年)	2,343	26	2	709	174	558	475	171	79	7	4	11	18	40	…	69
(構 成 比)	(100.0)	(1.1)	(0.1)	(30.3)	(7.4)	(23.8)	(20.3)	(7.3)	(3.4)	(0.3)	(0.2)	(0.5)	(0.8)	(1.7)	…	(2.9)
平15～平10 増減数	△182	5	3	…	△21	△45	△30	△19	5	△5	△9	0	△5	△24	△4	△33
平15／平10 増減率	△6.3	26.3	100.0	…	△2.1	△5.9	△5.3	△9.2	6.5	△29.4	△42.9	0.0	△16.1	△29.3	△80.0	△26.2
平20～平15 増減数	△386	2	△4	…	…	△154	△65	△17	△3	△5	△8	△4	△8	△18	…	△24
平20／平15 増減率	△14.1	8.3	△66.7	…	…	△21.6	△12.0	△9.0	△3.7	△41.7	△66.7	△26.7	△30.8	△31.0	…	△25.8

注1) 船外機付漁船について、平成15年以前は動力漁船1トン未満に含まれている。

注2) 地びき網について、平成20年は該当する漁船の区分に含まれている。

(3) 主とする漁業種類別経営体数

＝釣（いか釣）が大幅な減少＝

主とする漁業種類別経営体数をみると、採貝・採藻が728経営体（構成比31.1%）と最も多く、次いで釣（その他）が697経営体（同29.7%）、刺網が263経営体（同11.2%）となった。

前回と比べると、その他の網漁業と採貝・採藻で増加したが、それ以外は減少し、特に釣（いか釣）が△195経営体（△43.1%）、刺網が△77経営体（△22.6%）と大幅に減少した。（図3、表3）

図3 主とする漁業種類別経営体数

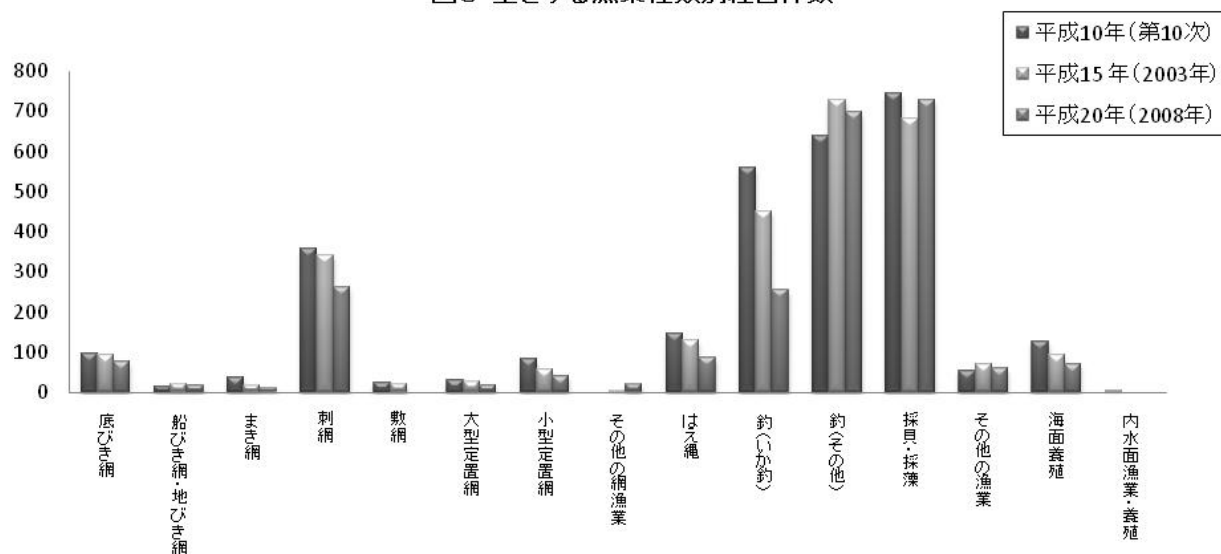


表3 主とする漁業種類別経営体数

長崎県漁業の種類別経営体数													単位:経営体・%				
区 分	総 数	底びき網	船びき網 地びき網	まき 網	刺 網	敷 網	大 定 置 網	小 定 置 網	型 網 漁 業	そ の 他 の 漁 業	は え 縄	釣		採 貝	そ の 他 の 漁 業	海 面 養 殖	内 水 面 漁 業・養 殖
	い か 釣	そ の 他															
昭和63年(第8次)	4,034	140	61	52	476	29	33	139	…	141	1,010	619	968	106	255	5	
(構 成 比)	(100.0)	(3.5)	(1.5)	(1.3)	(11.8)	(0.7)	(0.8)	(3.4)	…	(3.5)	(25.0)	(15.3)	(24.0)	(2.6)	(6.3)	(0.1)	
平成5年(第9次)	3,611	112	36	43	479	20	33	98	…	161	657	714	992	88	178	—	
(構 成 比)	(100.0)	(3.1)	(1.0)	(1.2)	(13.3)	(0.6)	(0.9)	(2.7)	…	(4.5)	(18.2)	(19.8)	(27.5)	(2.4)	(4.9)	—	
平成10年(第10次)	2,911	96	15	37	357	25	31	82	—	146	559	638	745	53	126	1	
(構 成 比)	(100.0)	(3.3)	(0.5)	(1.3)	(12.3)	(0.9)	(1.1)	(2.8)	—	(5.0)	(19.2)	(21.9)	(25.6)	(1.8)	(4.3)	(0.0)	
平成15年(2003年)	2,729	92	21	17	340	20	26	58	2	130	452	728	681	69	93	…	
(構 成 比)	(100.0)	(3.4)	(0.8)	(0.6)	(12.5)	(0.7)	(1.0)	(2.1)	(0.1)	(4.8)	(16.6)	(26.7)	(25.0)	(2.5)	(3.4)	…	
平成20年(2008年)	2,343	76	18	10	263	…	18	40	20	86	257	697	728	61	69	…	
(構 成 比)	(100.0)	(3.2)	(0.8)	(0.4)	(11.2)	…	(0.8)	(1.7)	(0.9)	(3.7)	(11.0)	(29.7)	(31.1)	(2.6)	(2.9)	…	
平15～平10 増減数	△ 182	△ 4	6	△ 20	△ 17	△ 5	△ 5	△ 24	…	△ 16	△ 107	90	△ 64	16	△ 33	…	
平15／平10 増減率	△ 6.3	△ 4.2	40.0	△ 54.1	△ 4.8	△ 20.0	△ 16.1	△ 29.3	…	△ 11.0	△ 19.1	14.1	△ 8.6	30.2	△ 26.2	…	
平20～平15 増減数	△ 386	△ 16	△ 3	△ 7	△ 77	…	△ 8	△ 18	18	△ 44	△ 195	△ 31	47	△ 8	△ 24	…	
平20／平15 増減率	△ 14.1	△ 17.4	△ 14.3	△ 41.2	△ 22.6	…	△ 30.8	△ 31.0	900.0	△ 33.8	△ 43.1	△ 4.3	6.9	△ 11.6	△ 25.8	…	

注1)「内水面漁業・養殖」は、2003年漁業センサスから調査していない。

注2)「敷網」は、2008年漁業センサスから「その他の網漁業」に含まれている。

(4) 営んだ漁業種類別経営体数(延数)

＝釣、採貝・採藻、刺網などで大幅な減少＝

営んだ漁業種類別経営体数(延数)をみると、釣(その他)が1,584経営体で最も多く、次いで採貝・採藻が1,190経営体、釣(いか釣)が644経営体となった。

前回と比べると、その他の網漁業と船びき網・地びき網で増加したが、それ以外は減少し、特に釣(いか釣)が△453経営体(△41.3%)、釣(その他)が△429経営体(△21.3%)、採貝・採藻が△423経営体(△26.2%)、刺網が△317経営体(△37.8%)と大幅に減少した。(図4、表4)

図4 営んだ漁業種類別経営体数(延数)

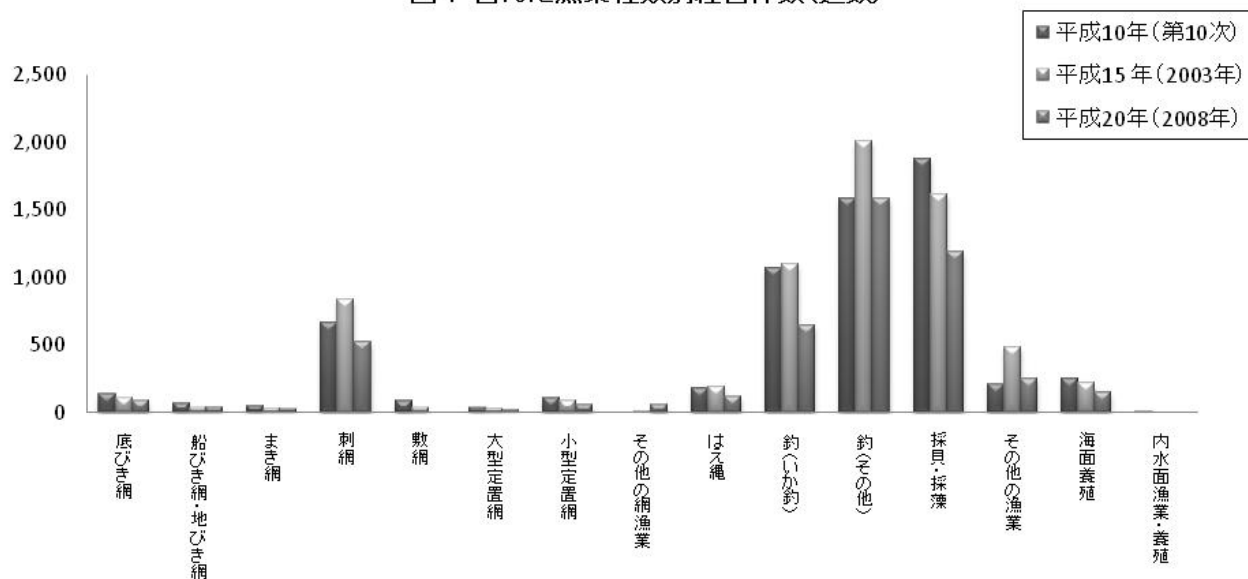


表4 営んだ漁業種類別経営体数(延数)

区 分	底びき網	船びき網・地びき網	まき網	刺網	敷網	大型定置網	小型定置網	その他の網漁業	はえ縄	釣		採貝・採藻	その他の漁業	海面養殖	内水面漁業・養殖	単位: 経営体・%
										いか釣	その他					
昭和63年(第8次)	225	154	73	971	144	34	193	...	294	1,767	1,777	2,908	345	531	9	
平成5年(第9次)	227	101	64	940	55	35	150	...	276	1,321	1,797	2,460	333	393	-	
平成10年(第10次)	139	69	51	667	84	35	109	-	181	1,073	1,580	1,874	206	253	2	
平成15年(2003年)	111	36	33	838	36	29	86	11	194	1,097	2,013	1,613	483	218	...	
平成20年(2008年)	92	40	25	521	...	20	54	58	121	644	1,584	1,190	253	152	...	
平15-平10 増減数	△ 28	△ 33	△ 18	171	△ 48	△ 6	△ 23	11	13	24	433	△ 261	277	△ 35	...	
平15/平10 増減率	△ 20.1	△ 47.8	△ 35.3	25.6	△ 57.1	△ 17.1	△ 21.1	-	7.2	2.2	27.4	△ 13.9	134.5	△ 13.8	...	
平20-平15 増減数	△ 19	4	△ 8	△ 317	...	△ 9	△ 32	47	△ 73	△ 453	△ 429	△ 423	△ 230	△ 66	...	
平20/平15 増減率	△ 17.1	11.1	△ 24.2	△ 37.8	...	△ 31.0	△ 37.2	427.3	△ 37.6	△ 41.3	△ 21.3	△ 26.2	△ 47.6	△ 30.3	...	

注1)「内水面漁業・養殖」は、2003年漁業センサスから調査していない。

注2)「敷網」は、2008年漁業センサスから「その他の網漁業」に含まれている。

(5) 漁獲物販売金額別経営体数

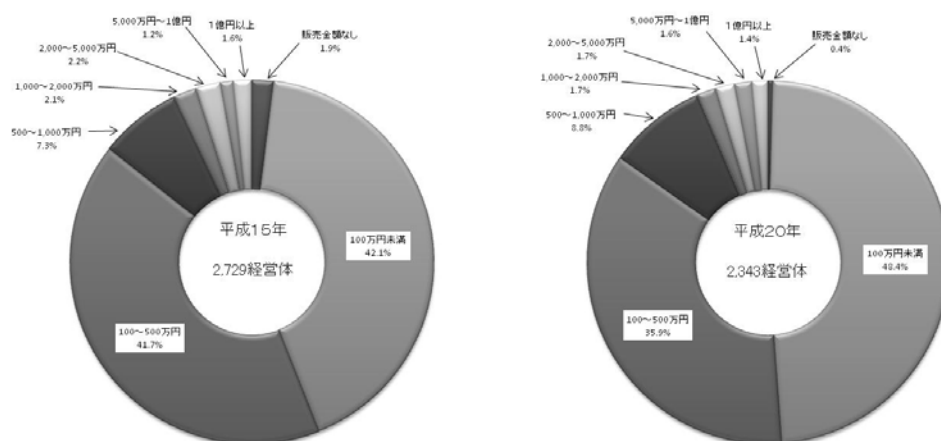
＝100～500 万円未満が大幅に減少＝

漁獲物販売金額別経営体数をみると、100 万円未満が 1,134 経営体（構成比 48.4%）と最も多く、次いで 100 万円～500 万円が 842 経営体（同 35.9%）であった。

構成比について、前回と比べると、100 万円以上 500 万円未満は前回 41.7%から今回 35.9%と 5.8 ポイント減少した。

一方、100 万円未満が前回 42.1%から今回 48.4%と 6.3 ポイント増加した。（図 5、表 5）

図 5-1 漁獲物販売金額別経営体数構成比



(単位:経営体)

図5-2 漁獲物販売金額別経営体数

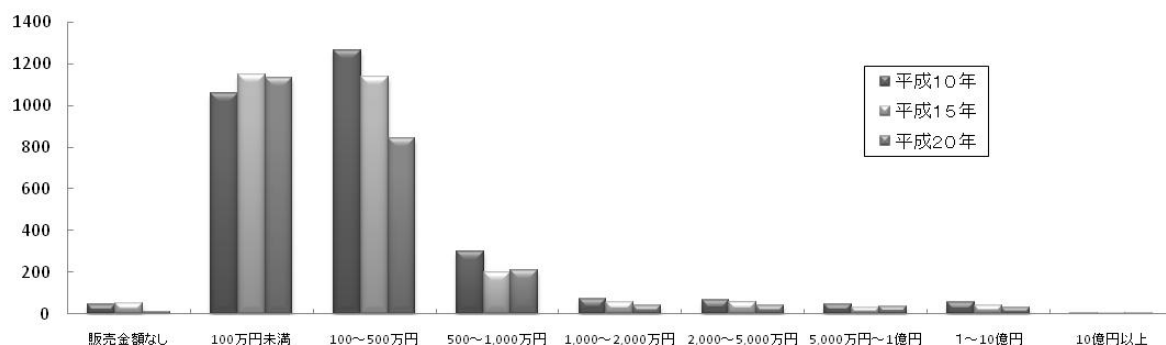


表5 漁獲物販売金額別経営体数

区 分	総 数	漁 獲 金 額 な し	単位:経営体、%							
			100万円 未 満	100～500 万円	500～1,000 万円	1,000～2,000 万円	2,000～5,000 万円	5,000万円～1 億円	1億円～10 億円	10億円以上
昭 和 63 年 (第 8 次)	4,034	19	1,590	1,707	390	106	100	35	85	2
(構 成 比)	(100.0)	(0.5)	(39.4)	(42.3)	(9.7)	(2.6)	(2.5)	(0.9)	(2.1)	(0.0)
平 成 5 年 (第 9 次)	3,611	62	1,363	1,566	319	99	81	48	71	2
(構 成 比)	(100.0)	(1.7)	(37.7)	(43.4)	(8.8)	(2.7)	(2.2)	(1.3)	(2.0)	(0.1)
平 成 10 年 (第 10 次)	2,911	44	1,060	1,262	301	72	66	48	56	2
(構 成 比)	(100.0)	(1.5)	(36.4)	(43.4)	(10.3)	(2.5)	(2.3)	(1.6)	(1.9)	(0.1)
平 成 15 年 (2003 年)	2,729	53	1,148	1,137	200	56	59	32	41	3
(構 成 比)	(100.0)	(1.9)	(42.1)	(41.7)	(7.3)	(2.1)	(2.2)	(1.2)	(1.5)	(0.1)
平 成 20 年 (2008 年)	2,343	10	1,134	842	207	40	40	37	30	3
(構 成 比)	(100.0)	(0.4)	(48.4)	(35.9)	(8.8)	(1.7)	(1.7)	(1.6)	(1.3)	(0.1)
平.15－平.10 増減数	△ 182	9	88	△ 125	△ 101	△ 16	△ 7	△ 16	△ 15	1
平.15／平.10 増減率	△ 6.3	20.5	8.3	△ 9.9	△ 33.6	△ 22.2	△ 10.6	△ 33.3	△ 26.8	50.0
平.20－平.15 増減数	△ 386	△ 43	△ 14	△ 295	7	△ 16	△ 19	5	△ 11	0
平.20／平.15 増減率	△ 14.1	△ 81.1	△ 1.2	△ 25.9	3.5	△ 28.6	△ 32.2	15.6	△ 26.8	0.0

2 個人漁業経営体

(1) 経営体階層別個人経営体数

＝ 1～3トン未満が大幅に減少＝

注1)

経営体階層別個人経営体数をみると、船外機付漁船が707経営体（構成比32.1%）と最も多く、次いで動力漁船1～3トン未満が555経営体（同25.2%）、動力漁船3～5トン未満が470経営体（同21.3%）となった。

前回と比べると、漁船非使用で増加したが、その他の階層は全て減少した。

増減数でみると、前回に引き続き動力漁船1～3トン未満が△156経営体と最も大きく減少した。（図6、表6）

図6 経営体階層別個人経営体数構成比

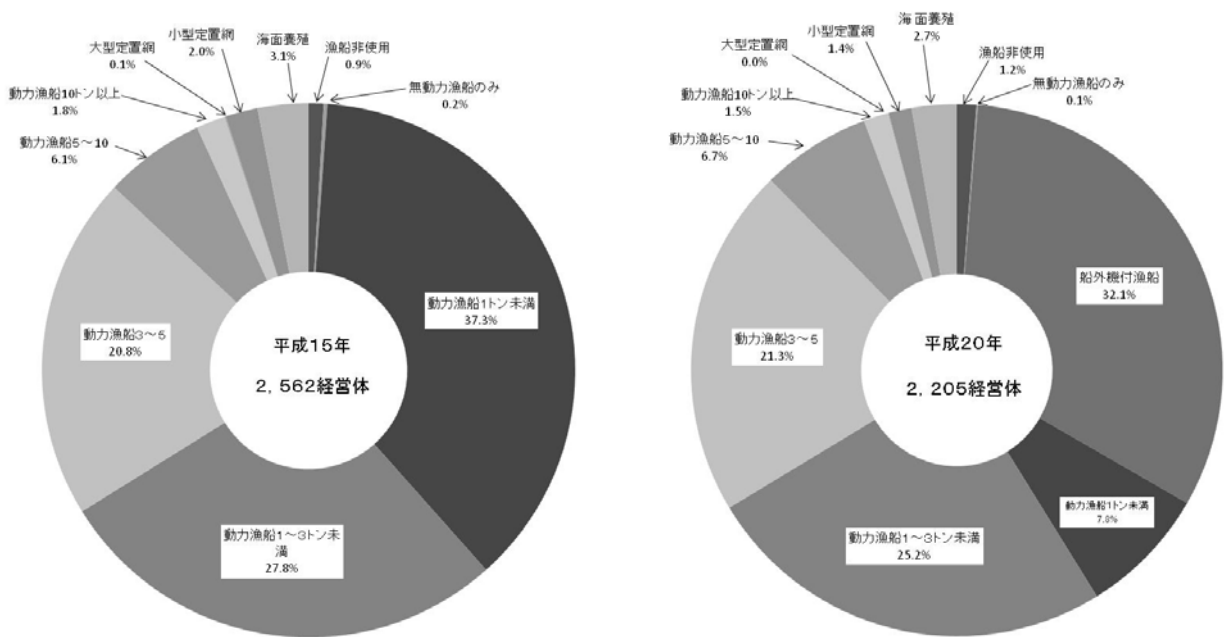


表6 経営体階層別個人経営体数

単位:経営体、%

区分	総 数	漁 船 非使用	漁 船 使 用							大 型 定置網	小 型 定置網	地びき網	海 面 養 殖	
			無 動 力 漁船のみ	船外機付 漁船	動 力 漁 船 使 用									
					1 トン 未満	1 ～ 3 トン未満	3 ～ 5 トン	5 ～ 10 トン	10 トン 以上					
昭和 63 年（第 7 次） （ 構 成 比 ）	3,721 (100.0)	28 (0.8)	8 (0.2)	…	注1	1,171 (31.5)	1,162 (31.2)	703 (18.9)	225 (6.0)	70 (1.9)	3 (0.1)	116 (3.1)	3 (0.1)	232 (6.2)
平成 5 年（第 9 次） （ 構 成 比 ）	3,377 (100.0)	24 (0.7)	10 (0.3)	…		1,237 (36.6)	951 (28.2)	658 (19.5)	191 (5.7)	57 (1.7)	1 (0.0)	82 (2.4)	3 (0.1)	163 (4.8)
平成10年（第10次） （ 構 成 比 ）	2,730 (100.0)	19 (0.7)	3 (0.1)	…		977 (35.8)	756 (27.7)	560 (20.5)	181 (6.6)	46 (1.7)	1 (0.0)	69 (2.5)	2 (0.1)	116 (4.2)
平成15年（2003 年） （ 構 成 比 ）	2,562 (100.0)	23 (0.9)	6 (0.2)	…		955 (37.3)	711 (27.8)	534 (20.8)	157 (6.1)	45 (1.8)	2 (0.1)	50 (2.0)	- (0.0)	79 (3.1)
平成20年（2008 年） （ 構 成 比 ）	2,205 (100.0)	26 (1.2)	2 (0.1)	707 (32.1)		173 (7.8)	555 (25.2)	470 (21.3)	147 (6.7)	33 (1.5)	1 (0.0)	31 (1.4)	…	60 (2.7)
平15－平10 増減数	△ 168	4	3	…	△ 22	△ 45	△ 26	△ 24	△ 1	1	△ 19	△ 2	△ 37	
平15／平10 増減率	△ 6.2	21.1	100.0	…	△ 2.3	△ 6.0	△ 4.6	△ 13.3	△ 2.2	100.0	△ 27.5	△ 100.0	△ 31.9	
平20－平15 増減数	△ 357	3	△ 4	…	…	△ 156	△ 64	△ 10	△ 12	△ 1	△ 19	…	△ 19	
平20／平15 増減率	△ 13.9	13.0	△ 66.7	…	…	△ 21.9	△ 12.0	△ 6.4	△ 26.7	△ 50.0	△ 38.0	…	△ 24.1	

注1) 船外機付漁船について、平成15年以前は動力漁船1トン未満に含まれている。
注2) 地びき網について、平成20年は該当する漁船の区分に含まれている。

(2) 専兼業別個人経営体数

＝増え続ける専業経営体＝

専兼業別個人経営体数をみると、専業が 845 経営体（構成比 38.3%）と最も多く、次いで第 2 種兼業が 738 経営体（同 33.5%）、第 1 種兼業が 622 経営体（同 28.2%）となった。

専業は、前回初めて第 1 種兼業を上回り、今回は第 2 種兼業よりも上回った。（図 7、表 7）

図 7-1 専兼業別個人経営体数構成比

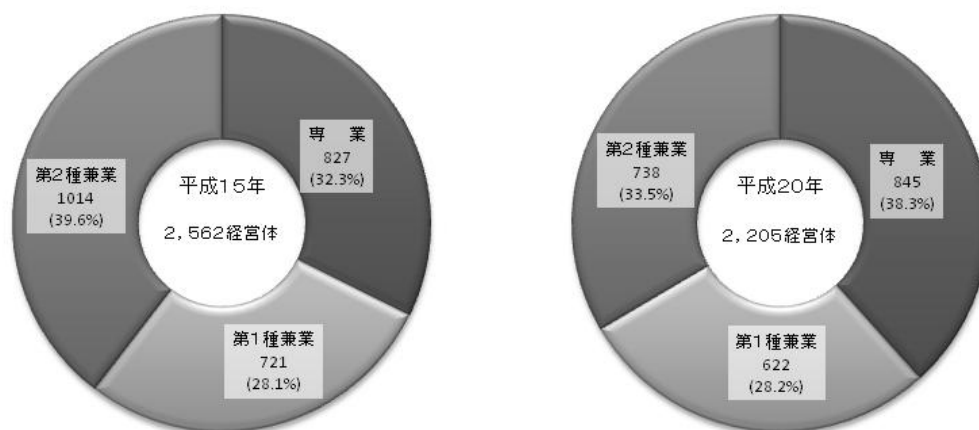


図 7-2 専兼業別個人経営体数の推移

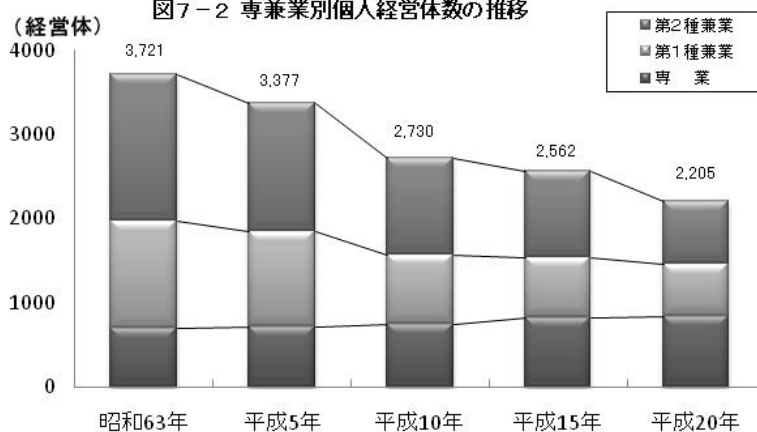


表 7 専兼業別個人経営体数

単位：経営体、%				
区分	総数	専業	第1種兼業	第2種兼業
昭和 63 年（第 7 次）	3,721	699	1,275	1,747
（ 構 成 比 ）	（ 100.0 ）	（ 18.8 ）	（ 34.3 ）	（ 46.9 ）
平成 5 年（第 9 次）	3,377	719	1,129	1,529
（ 構 成 比 ）	（ 100.0 ）	（ 21.3 ）	（ 33.4 ）	（ 45.3 ）
平成 10 年（第 10 次）	2,730	749	826	1,155
（ 構 成 比 ）	（ 100.0 ）	（ 27.4 ）	（ 30.3 ）	（ 42.3 ）
平成 15 年（2003 年）	2,562	827	721	1,014
（ 構 成 比 ）	（ 100.0 ）	（ 32.3 ）	（ 28.1 ）	（ 39.6 ）
平成 20 年（2008 年）	2,205	845	622	738
（ 構 成 比 ）	（ 100.0 ）	（ 38.3 ）	（ 28.2 ）	（ 33.5 ）
平.15－平.10 増減数	△ 168	78	△ 105	△ 141
平.15／平.10 増減率	△ 6.2	10.4	△ 12.7	△ 12.2
平.20－平.15 増減数	△ 357	18	△ 99	△ 276
平.20／平.15 増減率	△ 13.9	2.2	△ 13.7	△ 27.2

(3) 専兼業別主とする漁業種類別個人経営体数

＝専兼業ともに釣の割合が最も多い＝

専兼業別主とする漁業種類別個人経営体数をみると、専兼業ともに釣が最も多く、専業では402経営体、第1種兼業では244経営体、第2種兼業では304経営体となった。

専業比率でも、釣が47.6%で最も高く、次いで採貝・採藻が32.1%、刺網が10.4%となった。

また、兼業比率でも、第1種兼業、第2種兼業ともに専業と同じく、釣、採貝・採藻、刺網の順は変わらなかった。(図8、表8)

図8 専兼業別主とする漁業種類別個人経営体数

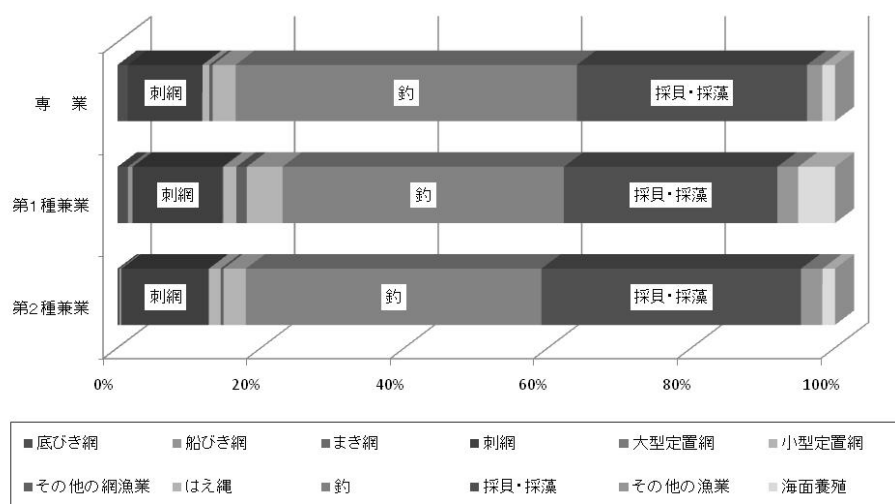


表8 専業兼業別主とする漁業種類別個人経営体数

単位:経営体、%

区 分	総 数	専 業	第 1 種 兼 業	第 2 種 兼 業
総 数	2,205	845	622	738
(構 成 比)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
底 び き 網	23	12	9	2
(構 成 比)	(1.0)	(1.4)	(1.4)	(0.3)
船 び き 網	6	－	4	2
(構 成 比)	(0.3)	－	(0.6)	(0.3)
ま き 網	－	－	－	－
(構 成 比)	－	－	－	－
刺 網	256	88	78	90
(構 成 比)	(11.6)	(10.4)	(12.5)	(12.2)
大 型 定 置 網	1	－	1	－
(構 成 比)	(0.0)	－	(0.2)	－
小 型 定 置 網	31	8	11	12
(構 成 比)	(1.4)	(0.9)	(1.8)	(1.6)
その他の網漁業	16	4	9	3
(構 成 比)	(0.7)	(0.5)	(1.4)	(0.4)
は え 縄	81	27	31	23
(構 成 比)	(3.7)	(3.2)	(5.0)	(3.1)
釣	950	402	244	304
(構 成 比)	(43.1)	(47.6)	(39.2)	(41.2)
採 貝 ・ 採 藻	723	271	185	267
(構 成 比)	(32.8)	(32.1)	(29.7)	(36.2)
そ の 他 の 漁 業	58	18	18	22
(構 成 比)	(2.6)	(2.1)	(2.9)	(3.0)
海 面 養 殖	60	15	32	13
(構 成 比)	(2.7)	(1.8)	(5.1)	(1.8)

(4) 基幹的漁業従事者の性別・年齢別個人経営体数

＝基幹的漁業従事者が65歳以上である経営体の割合がますます増加＝

基幹的漁業従事者を性別でみると、男性が中心となる経営体が2,184経営体（構成比99.0%）とほとんどを占め、女性が中心となる経営体は20経営体（同0.9%）となった。

男性が中心となる経営体を年齢別をみると、65歳以上が1,307経営体（構成比59.3%）と最も多く、次いで50～59歳が375経営体（同17.0%）、60～64歳が344経営体（同15.6%）となった。

専兼業別にみると、専兼業ともに、65歳以上が最も多く、専業で573経営体（構成比67.8%）、第1種兼業で343経営体（同55.1%）、第2種兼業で391経営体（同53.0%）となっている。（図9、表9）

図9-1 基幹的漁業従事者の性別・年齢別個人経営体数構成比

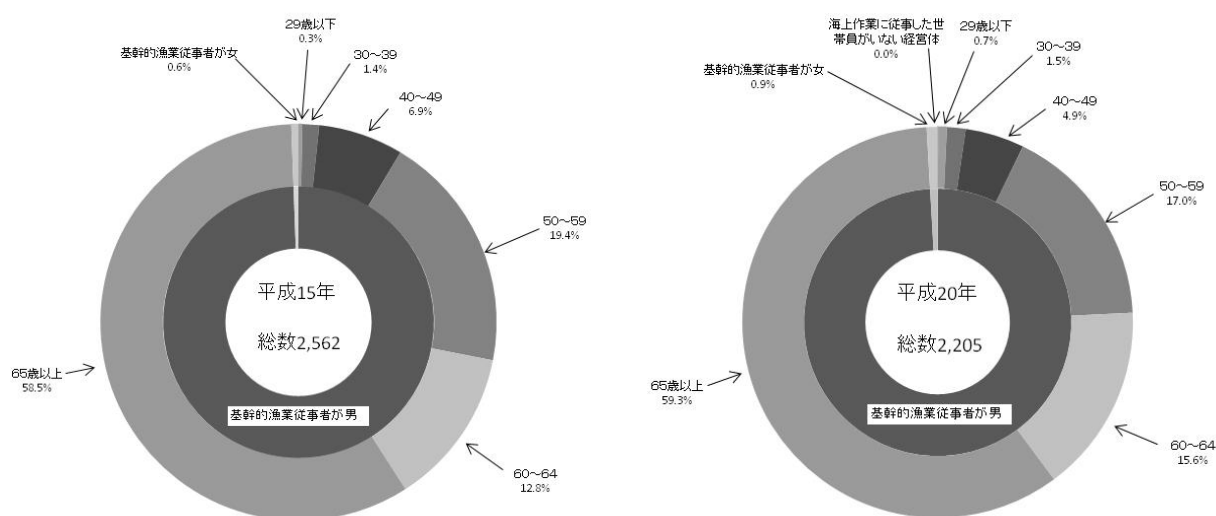


図9-2 基幹的漁業従事者の専兼業別・性別・年齢別個人経営体数

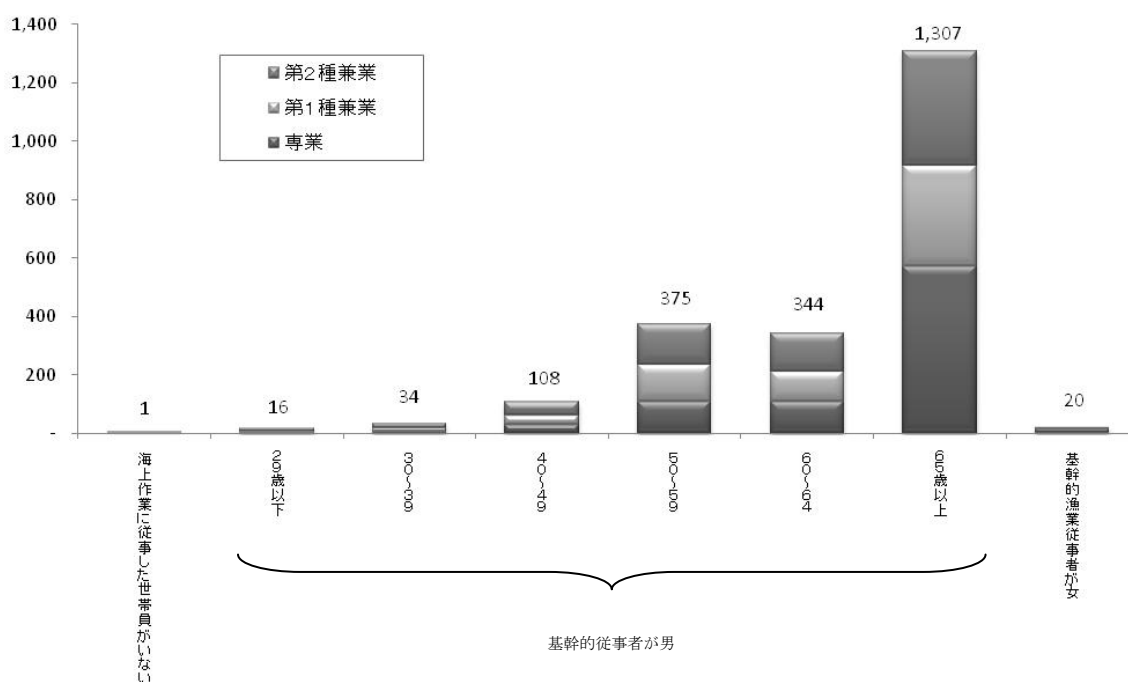


表9 基幹的漁業従事者の性別・年齢別個人経営体数

単位:経営体・%

区 分	総 数	海上作業に従事した世帯員がいない経営体	海上作業に従事した世帯員がいる経営体								基幹的漁業従事者が女
			基幹的漁業従事者が男								
			計	29歳以下	30～39	40～49	50～59	60～64	65歳以上		
昭和63年（第8次） （ 構 成 比 ）	3,721 (100.0)	10 (0.3)	3,681 (98.9)	20 (0.5)	226 (6.1)	502 (13.5)	1,289 (34.6)	731 (19.6)	913 (24.5)	30 (0.8)	
平成5年（第9次） （ 構 成 比 ）	3,377 (100.0)	4 (0.1)	3,353 (99.3)	13 (0.4)	114 (3.4)	432 (12.8)	813 (24.1)	787 (23.3)	1,194 (35.4)	20 (0.6)	
平成10年（第10次） （ 構 成 比 ）	2,730 (100.0)	4 (0.1)	2,711 (99.3)	6 (0.2)	62 (2.3)	271 (9.9)	471 (17.3)	537 (19.7)	1,364 (50.0)	15 (0.5)	
平成15年（2003年） （ 構 成 比 ）	2,562 (100.0)	－ (0.0)	2,547 (99.4)	8 (0.3)	35 (1.4)	178 (6.9)	498 (19.4)	329 (12.8)	1,499 (58.5)	15 (0.6)	
平成20年（2008年） （ 構 成 比 ）	2,205 (100.0)	1 (0.0)	2,184 (99.0)	16 (0.7)	34 (1.5)	108 (4.9)	375 (17.0)	344 (15.6)	1,307 (59.3)	20 (0.9)	
専 業 （ 構 成 比 ）	845 (100.0)	1 (0.1)	832 (98.5)	3 (0.4)	6 (0.7)	30 (3.6)	110 (13.0)	110 (13.0)	573 (67.8)	12 (1.4)	
第1種兼業 （ 構 成 比 ）	622 (100.0)	－ (0.0)	619 (99.5)	3 (0.5)	12 (1.9)	32 (5.1)	126 (20.3)	103 (16.6)	343 (55.1)	3 (0.5)	
第2種兼業 （ 構 成 比 ）	738 (100.0)	－ (0.0)	733 (99.3)	10 (1.4)	16 (2.2)	46 (6.2)	139 (18.8)	131 (17.8)	391 (53.0)	5 (0.7)	
平.15－平.10 増減数	△ 168	△ 4	△ 164	2	△ 27	△ 93	27	△ 208	135	0	
平.15／平.10 増減率	△ 6.2	△ 100.0	△ 6.0	33.3	△ 43.5	△ 34.3	5.7	△ 38.7	9.9	0.0	
平.20－平.15 増減数	△ 357	1	△ 363	8	△ 1	△ 70	△ 123	15	△ 192	5	
平.20／平.15 増減率	△ 13.9	－	△ 14.3	100.0	△ 2.9	△ 39.3	△ 24.7	4.6	△ 12.8	33.3	

3 海面養殖業

(1) 営んだ養殖種類別経営体数(延数)

＝減少が進むわかめ類養殖＝

営んだ養殖種類別経営体数(延数)をみると、わかめ類が91経営体と最も多く、次いでかき類が36経営体、その他の養殖が19経営体となった。(図10)

前回と比べると、全ての経営体で減少しており、特にわかめ類が△50経営体(△35.5%)と大幅に減少した。(図10、表10)

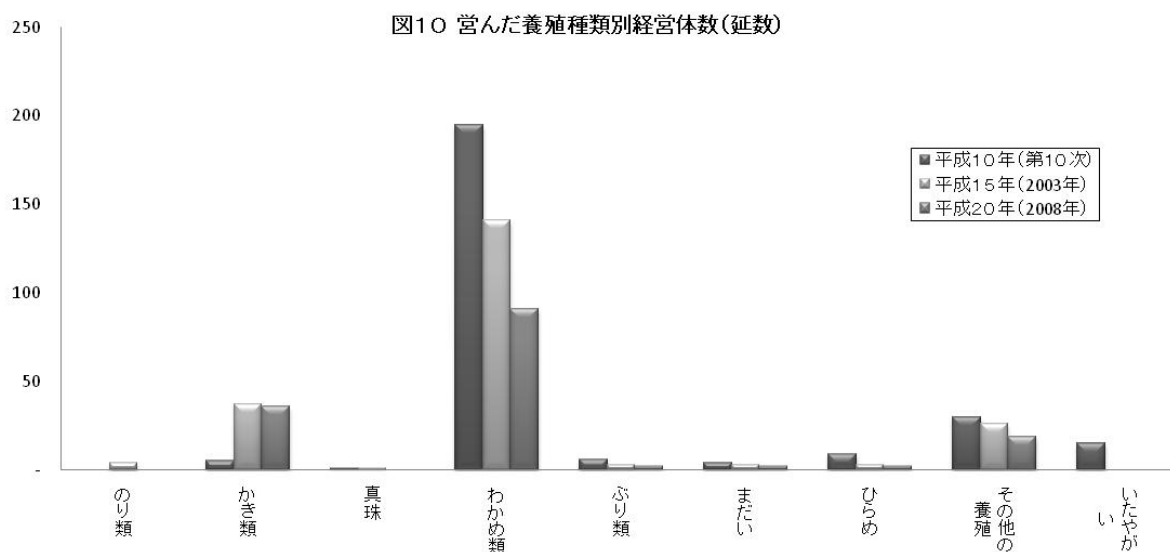


表10 営んだ養殖種類別経営体数(延数)

区 分	のり類	かき類	真珠	真珠母貝	わかめ類	ぶり類	ほたてがい	またい	ひらめ	その他の養殖	
										いたやがい	
昭和63年(第8次)	1	2	1	-	373	14	-	11	32	129	91
平成5年(第9次)	-	13	1	-	282	12	4	11	14	70	38
平成10年(第10次)	-	5	1	-	195	6	-	4	9	30	15
平成15年(2003年)	4	37	1	-	141	3	-	3	3	26	...
平成20年(2008年)	-	36	-	-	91	2	-	2	2	19	...
平.15-平.10 増減数	4	32	0	-	△54	△3	-	△1	△6	△4	...
平.15/平.10 増減率	-	640.0	0.0	-	△27.7	△50.0	-	△25.0	△66.7	△13.3	...
平.20-平.15 増減数	△4	△1	△1	-	△50	△1	-	△1	△1	△7	...
平.20/平.15 増減率	△100.0	△2.7	△100.0	-	△35.5	△33.3	-	△33.3	△33.3	△26.9	...

注) 2003年漁業センサスから「その他の養殖」の内訳は調査していない。

4 漁業就業者

(1) 性別・年齢別漁業就業者数

＝25～39歳の階層で増加＝

漁業就業者は3,689人となり、前回と比べ558人（△13.1％）減少した。

年齢階層別にみると、65歳以上が1,577人（構成比42.7％）と最も多く、次いで60～64歳が524人（同14.2％）、55～59歳が478人（同13.0％）となった。

前回と比べると、40～59歳の区分での減少が著しく、特に50～54歳で△139人（△30.3％）、45～49歳で△86人（△29.7％）など大きく減少した。

一方、25～39歳の区分では増加を示しており、特に25～29歳の階層では48人（57.1％）と大きく増加した。（図11、表11）

図11-1 年齢別漁業就業者数構成比（男女計）

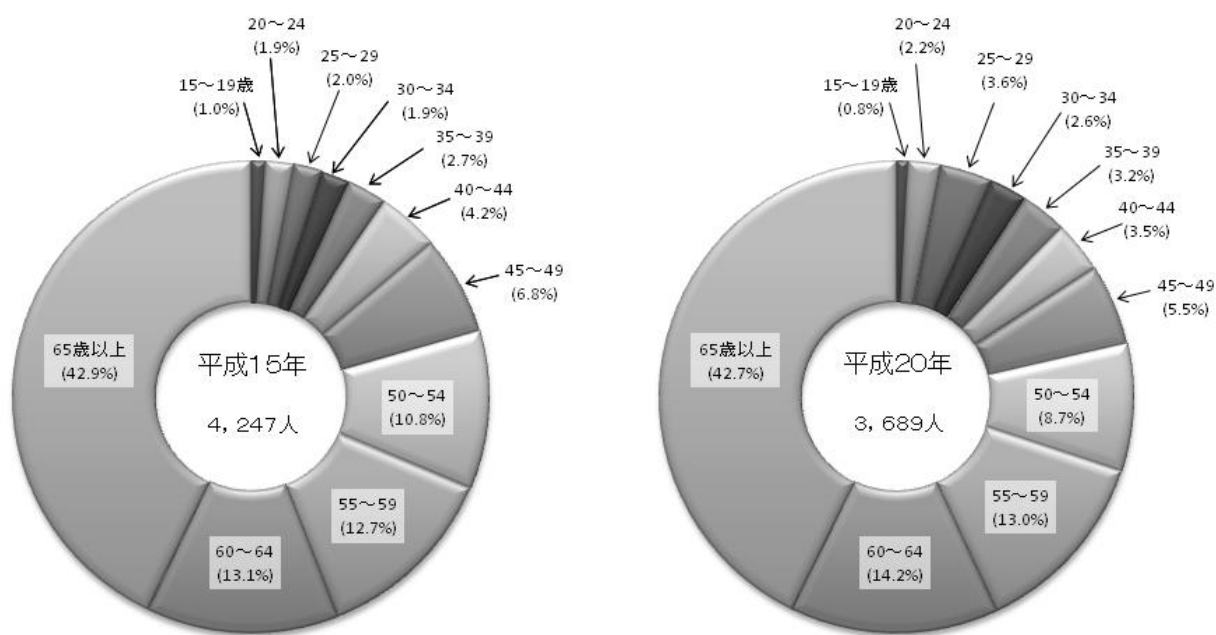


図11-2(1) 年齢別漁業就業者数(男女計)

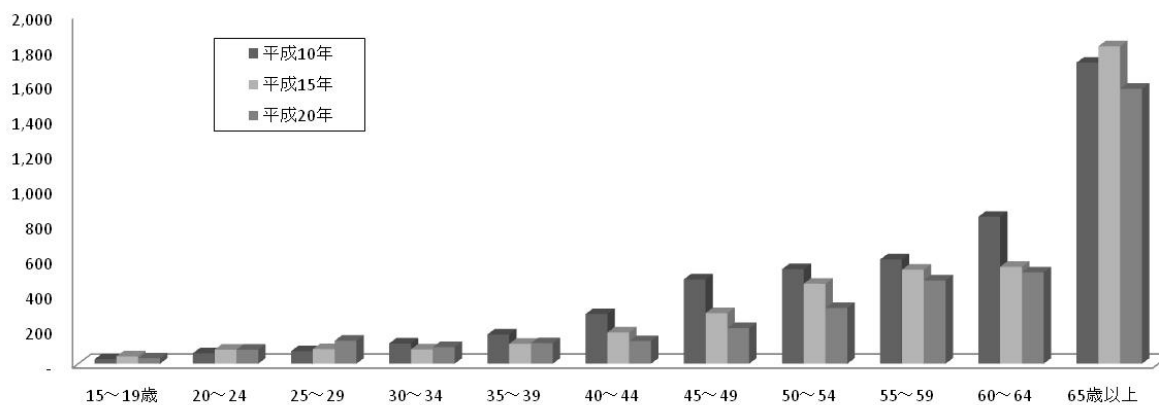


図11-2(2) 年齢別漁業就業者数(男)

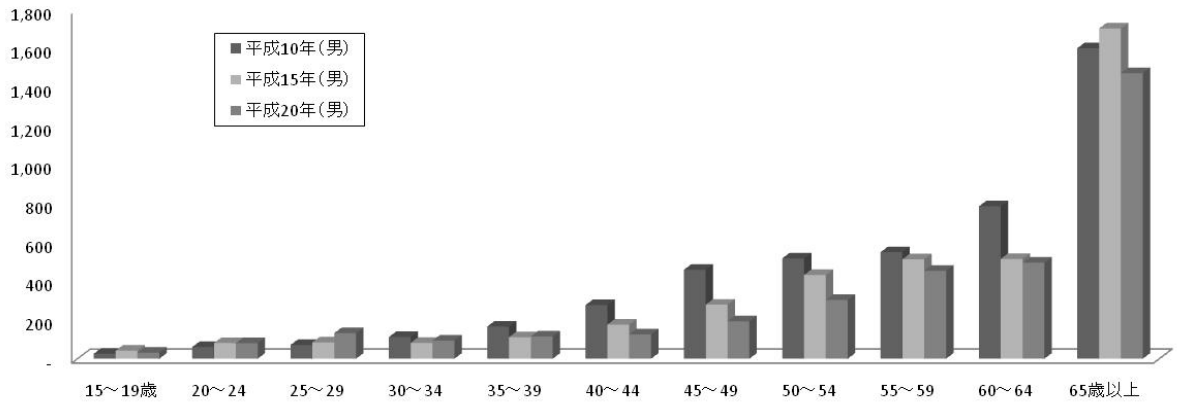


図11-2(3) 年齢別漁業就業者数(女)

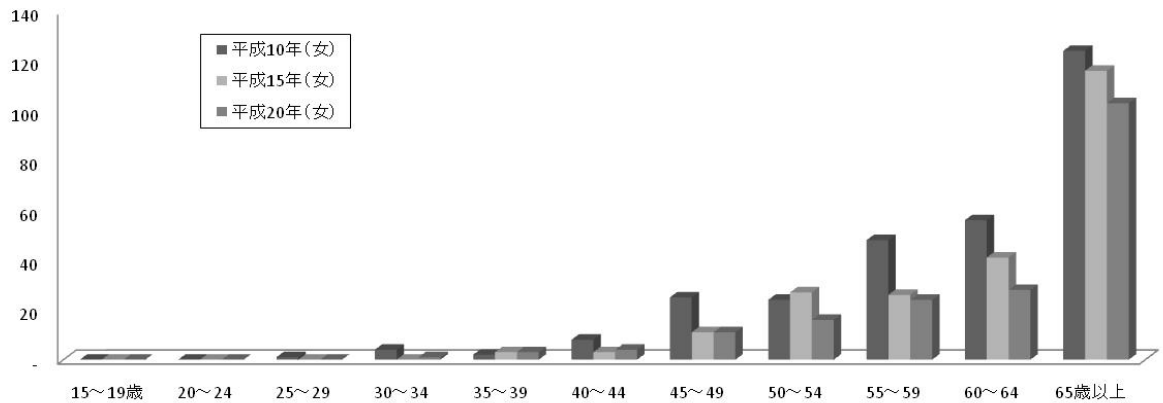


表11 性別・年齢別漁業就業者数

単位:人、%												
区 分	総数	15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65歳以上
昭和63年(第8次)	7,340	19	125	203	329	572	670	764	1,163	1,331	1,014	1,150
(構成比)	(100.0)	(0.3)	(1.7)	(2.8)	(4.5)	(7.8)	(9.1)	(10.4)	(15.8)	(18.1)	(13.8)	(15.7)
男	6,862	19	122	199	320	549	625	709	1,093	1,210	935	1,081
女	478	-	3	4	9	23	45	55	70	121	79	69
平成5年(第9次)	6,101	19	67	103	170	298	494	647	668	1,032	1,157	1,446
(構成比)	(100.0)	(0.3)	(1.1)	(1.7)	(2.8)	(4.9)	(8.1)	(10.6)	(10.9)	(16.9)	(19.0)	(23.7)
男	5,685	19	67	103	167	290	471	604	613	953	1,050	1,348
女	416	-	-	-	3	8	23	43	55	79	107	98
平成10年(第10次)	4,921	26	60	72	116	168	285	484	542	598	843	1,727
(構成比)	(100.0)	(0.5)	(1.2)	(1.5)	(2.4)	(3.4)	(5.8)	(9.8)	(11.0)	(12.2)	(17.1)	(35.1)
男	4,629	26	60	71	112	166	277	459	518	550	787	1,603
女	292	-	-	1	4	2	8	25	24	48	56	124
平成15年(2003年)	4,247	42	81	84	82	114	179	290	459	539	556	1,821
(構成比)	(100.0)	(1.0)	(1.9)	(2.0)	(1.9)	(2.7)	(4.2)	(6.8)	(10.8)	(12.7)	(13.1)	(42.9)
男	4,020	42	81	84	82	111	176	279	432	513	515	1,705
女	227	-	-	-	-	3	3	11	27	26	41	116
平成20年(2008年)	3,689	31	80	132	95	118	130	204	320	478	524	1,577
(構成比)	(100.0)	(0.8)	(2.2)	(3.6)	(2.6)	(3.2)	(3.5)	(5.5)	(8.7)	(13.0)	(14.2)	(42.7)
男	3,499	31	80	132	94	115	126	193	304	454	496	1,474
女	190	-	-	-	1	3	4	11	16	24	28	103
平.15-平.10 増減数	△ 674	16	21	12	△ 34	△ 54	△ 106	△ 194	△ 83	△ 59	△ 287	94
平.15/平.10 増減率	△ 13.7	61.5	35.0	16.7	△ 29.3	△ 32.1	△ 37.2	△ 40.1	△ 15.3	△ 9.9	△ 34.0	5.4
平.20-平.15 増減数	△ 558	△ 11	△ 1	48	13	4	△ 49	△ 86	△ 139	△ 61	△ 32	△ 244
平.20/平.15 増減率	△ 13.1	△ 26.2	△ 1.2	57.1	15.9	3.5	△ 27.4	△ 29.7	△ 30.3	△ 11.3	△ 5.8	△ 13.4

5 漁 船

(1) 漁船種類別隻数・トン数

＝全ての種類の漁船で減少＝

漁船隻数をみると、総隻数は3,240隻で前回と比べ559隻（△14.7％）減少した。
これを漁船種類別にみると、無動力漁船は29隻で△17隻（△37.0％）、船外機付漁船は1,365隻で△160隻（△10.5％）、動力漁船は1,846隻で△382隻（△17.1％）となり、全ての種類の漁船で減少した。（図12、表12）

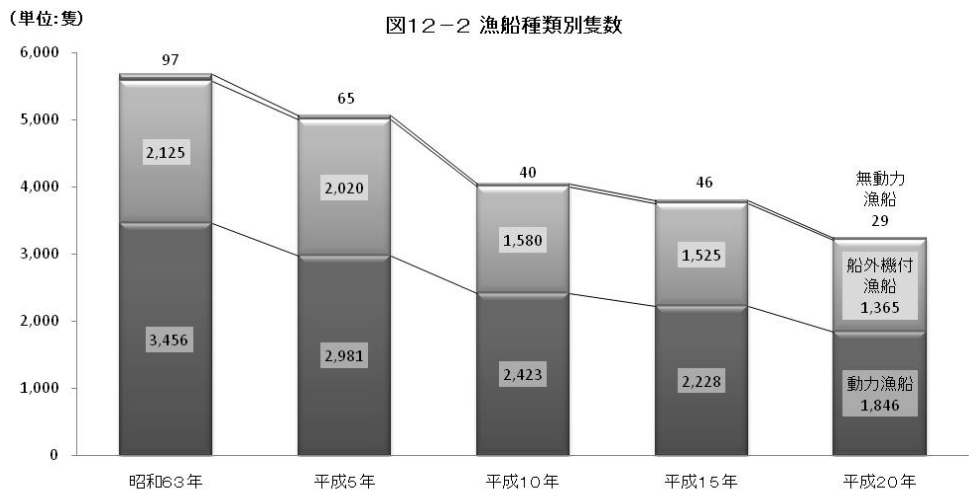
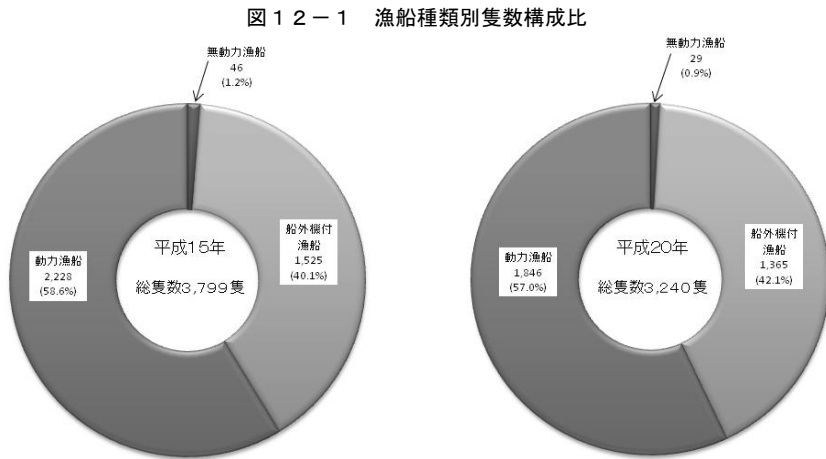


表12 漁船種類別隻数・トン数

区 分	総 隻 数	無 動 力 漁 船 隻 数	船 外 機 付 漁 船 隻 数	動 力 漁 船		
				隻 数	総 ト ン 数	1 隻 平 均 ト ン 数
昭 和 6 3 年（第 8 次）	5,678	97	2,125	3,456	30,186.50	8.73
平 成 5 年（第 9 次）	5,066	65	2,020	2,981	24,055.94	8.07
平 成 1 0 年（第 1 0 次）	4,043	40	1,580	2,423	18,891.44	7.80
平 成 1 5 年（2003 年）	3,799	46	1,525	2,228	16,085.09	7.22
平 成 2 0 年（2008 年）	3,240	29	1,365	1,846	11,254.10	6.10
平.15－平.10 増減数	△ 244	6	△ 55	△ 195	△ 2,806.35	△ 0.58
平.15／平.10 増減率	△ 6.0	15.0	△ 3.5	△ 8.0	△ 14.9	△ 7.4
平.20－平.15 増減数	△ 559	△ 17	△ 160	△ 382	△ 4,830.99	△ 1.12
平.20／平.15 増減率	△ 14.7	△ 37.0	△ 10.5	△ 17.1	△ 30.0	△ 15.6

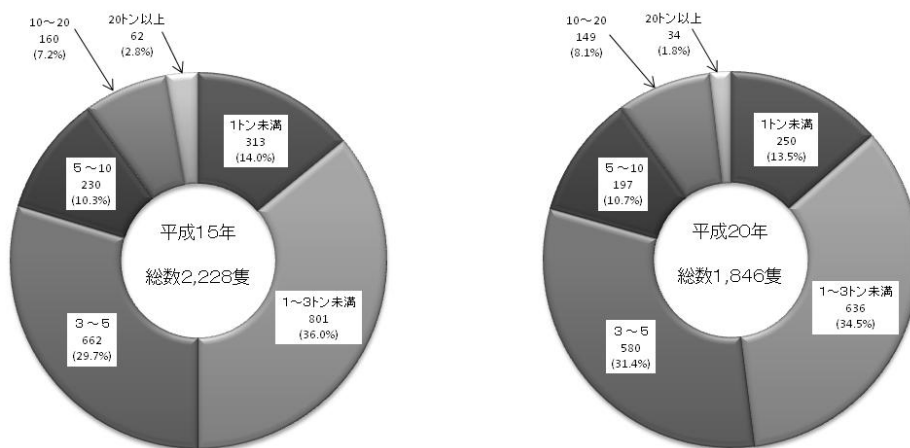
(2) 動力漁船規模別隻数

＝動力漁船5トン未満階層が約8割を占める＝

動力漁船をトン数階層別にみると、1～3トン未満が636隻(構成比34.5%)と最も多く、次いで3～5トン未満が580隻(同31.4%)、1トン未満が250隻(同13.5%)となっており、これら5トン未満が全体の約8割を占めている。

前回と比べると、最も減少数が多かったのは1～3トン未満で△165隻(△20.6%)、次いで3～5トン未満が△82隻(△12.4%)、1トン未満が△63隻(△20.1%)などとなった。(図13、表13)

図13-1 動力漁船規模別隻数構成比



(単位:隻)

図13-2 動力漁船規模別隻数

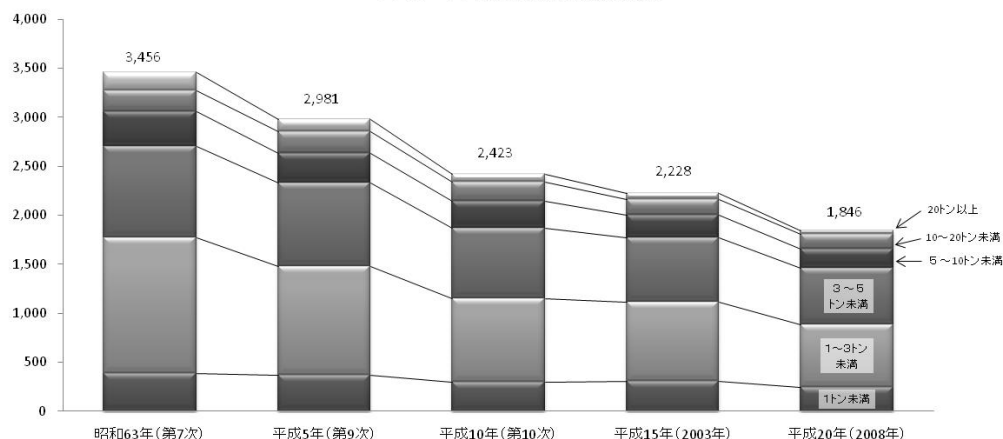


表13 動力漁船規模別隻数

単位:隻、%											
区 分	総 数	1トン未満	1～3トン未満	3 ～ 5	5 ～ 10	10 ～ 20	20 ～ 30	30 ～ 50	50 ～ 100	100 ～ 200	200 トン以上
昭和63年(第7次)	3,456	391	1,383	931	352	220	2	41	75	54	7
(構 成 比)	(100.0)	(11.3)	(40.0)	(26.9)	(10.2)	(6.4)	(0.1)	(1.2)	(2.2)	(1.6)	(0.2)
平成5年(第9次)	2,981	370	1,113	854	302	214	6	27	49	41	5
(構 成 比)	(100.0)	(12.4)	(37.3)	(28.6)	(10.1)	(7.2)	(0.2)	(0.9)	(1.6)	(1.4)	(0.2)
平成10年(第10次)	2,423	298	857	715	274	198	2	11	38	25	5
(構 成 比)	(100.0)	(12.3)	(35.4)	(29.5)	(11.3)	(8.2)	(0.1)	(0.5)	(1.6)	(1.0)	(0.2)
平成15年(2003年)	2,228	313	801	662	230	160	2	4	31	20	5
(構 成 比)	(100.0)	(14.0)	(36.0)	(29.7)	(10.3)	(7.2)	(0.1)	(0.2)	(1.4)	(0.9)	(0.2)
平成20年(2008年)	1,846	250	636	580	197	149	2	2	18	11	1
(構 成 比)	(100.0)	(13.5)	(34.5)	(31.4)	(10.7)	(8.1)	(0.1)	(0.1)	(1.0)	(0.6)	(0.1)
平.15ー平.10 増減数	△ 195	15	△ 56	△ 53	△ 44	△ 38	0	△ 7	△ 7	△ 5	0
平.15／平.10 増減率	△ 8.0	5.0	△ 6.5	△ 7.4	△ 16.1	△ 19.2	0.0	△ 63.6	△ 18.4	△ 20.0	0.0
平.20ー平.15 増減数	△ 382	△ 63	△ 165	△ 82	△ 33	△ 11	0	△ 2	△ 13	△ 9	△ 4
平.20／平.15 増減率	△ 17.1	△ 20.1	△ 20.6	△ 12.4	△ 14.3	△ 6.9	0.0	△ 50.0	△ 41.9	△ 45.0	△ 80.0